

紀美野町第3回定例会会議録

令和6年9月18日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和6年9月18日（水）午前9時00分開議

第 1 議案第90号 工事請負契約の締結について

第 2 一般質問

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

10 番 伊 都 堅 仁

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企画管財課長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保健福祉課長	森 谷 善 彦
子育て推進課長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
まちづくり課長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美里支所長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代表監査委員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

伊都議員から欠席届が出ていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） 会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、1番、徳田拓嗣議員を追加指名します。

本日、執行部から議案第90号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明のみとして、26日予定の本会議において審議・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第90号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） おはようございます。

私のほうから議案第90号について御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。併せて議案説明資料の1ページ、2ページも御覧ください。

議案第90号、請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、町道釜滝柴目線（仮称柴目トンネル）道路改良工事でございます。

契約方法は指名競争入札でございます。契約金額は９億３,９０７万円でございます。契約の相手方は、和歌山県有田郡湯浅町湯浅２５１２、株式会社中井組、代表取締役中井崇義でございます。

この工事につきましては、令和２年度から工事に着手しております町道釜滝柴目線道路改良工事のうち、柴目地内の西方寺の南側において、延長２３６．２メートルの道路改良工事を実施するもので、このうち１３６メートルはトンネル工を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料１ページ、２ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第９０号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第２ 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第２、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は４０分です。

一般質問の通告は８人です。本日は５人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

１番、徳田拓嗣議員。

(１番 徳田拓嗣 登壇)

○１番（徳田拓嗣） 皆様、おはようございます。

それでは、スズメバチの巣駆除費助成について質問いたします。

これから秋となり、スズメバチの活発な時期を迎えます。日本全国でこのスズメバチに１０年間で報告された被害件数は毎年のように１４０件ぐらいで、約２０人の方が亡くなっております。それから、気候の温暖化でスズメバチの営巣活動が早まり、巨大化し、働き蜂の攻撃力が年々増していると言われております。ここにおられる皆様方の家、知り合い、親戚、友人、近所の家にも当然蜂の巣を発見したことがある方が多いかと思えます。被害に遭われる方は、全国的にも６０歳以上の高齢者が圧倒的に多く、私たちの紀美野町のように山間地域が多い実態があります。

そこで、スズメバチの巣の駆除の一部を紀美野町が負担して、スズメバチ駆除の助成金を御提案いたします。

ちなみに、和歌山県内の市町村では串本町と隣町のかつらぎ町の二つの町がスズメバチの駆除費の助成を行っているそうです。

それから、大阪府の寝屋川市のように全額負担している市もまれにあるそうです。

隣町のかつらぎ町の補助金の内容といたしまして、かつらぎ町では、スズメバチによる被害を防止し、住民生活の安全を確保するため、スズメバチの巣を駆除業者に委託し駆除する方に対し、駆除に要する費用の一部を補助しております。補助対象経費といたしまして、専用住宅またはその敷地内において、おおむね周囲10メートル以内に立ち入る可能性のあるスズメバチの巣駆除に要する経費。補助額といたしまして、補助対象経費の3分の1、上限1万円まで、つまり駆除費用の3分の1であるそうです。ちなみに串本町では駆除費は2分の1あるそうです。

補助対象者は、かつらぎ町内に住所を有し、町内においてスズメバチが営巣している専用住宅居住者、またその敷地の所有者、使用者もしくは管理者で、駆除業者に委託してスズメバチの巣を駆除する者です。

補助対象となるスズメバチの種類ですが、スズメバチ属とホオナガスズメバチ、クロスズメバチの3属、全部で16種類の補助金が対象だそうです。16種類のうち、スズメバチ属のオオスズメバチやキイロスズメバチなどが一般的に有名であります。

このスズメバチの巣駆除費助成についての町の意見をお聞きいたします。

(1 番 徳田拓嗣 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） おはようございます。

それでは、徳田議員の質問、スズメバチの巣の駆除費助成についてに対してお答えさせていただきます。

スズメバチは日本にいろいろな種が多く生息しており、自然の地形の中に巣をつくり、1年を過ごします。家屋の軒の高いところや、日本家屋であれば屋根裏等に巣をつくり、その周辺をスズメバチが飛び交うことがあります。スズメバチは警戒心が強いので、近

づいたり、刺激を与えたりすると攻撃をします。巣を発見した場合は、なるべく近づかないようにするか、どうしても気になる場合は自身の安全確保を十分行った上で、駆除をするなど、対策を講じていただきたいと思います。また、役場に問合せがあった場合は、町内で駆除するところができるところを紹介・案内させていただいております。

では、議員御質問のスズメバチの巣を駆除する費用に対する助成制度についてですが、スズメバチは刺激しない限り攻撃してこないこと、1年を経過すればスズメバチはいなくなるなどから、積極的に補助金を講じなくても解決されるものと考えます。どうしても駆除したい場合は、以前は、スズメバチの巣を駆除する以外に方法がなかったかもしれませんが、現在は市販品でスズメバチに餌を食べさせ、巣に持ち帰らせて巣ごと全滅させるスズメバチ専用の餌剤や、つるすだけでスズメバチを捕獲する捕獲器など安価で販売されているものもございますので、まずはそういったものを活用し、スズメバチの巣の駆除を行っていただければと考えます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 御答弁ありがとうございます。私も仕事柄、今まで高齢者の方や、紀美野町の住民の方と接する機会が多くありました。スズメバチの巣の悩みや駆除にする相談を毎年のように受けました。

小さい巣でしたら、簡単に駆除できますが、巨大な巣になると危険なので熟練の方に今まで依頼してきました。しかし、高齢者の方は駆除するにも費用がかかり、払えない方も少なくはなかったのは現実です。駆除費用が払えないので、親族や近所の人に依頼して刺されて、けがする方もおりました。ちなみに、この紀美野町ではスズメバチの巣の1年間の相談件数は何件あるのかと、被害報告はこの10年間で何件あるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） すみません、被害報告件数とか、過去10年間にどれぐらい相談があったかなんですけれども、ちょっと事前にそういうお話いただければ調べることは可能だったと思うんですけれども、今この場でいただいて過去10年ってい

うのは、ちょっと難しいと考えております。

住民課だけで受けている相談件数は、年一、二件あるかないかぐらいです。職員の家でも一気に四つ巣をつくったとか、そういう話もお聞きしたりする中で、自分で巣を取られたり、駆除されたりしてる方が多くおられます。

先ほども巣の駆除ということでお話しいただいているんですけども、どうしても活動期に巣を刺激すると蜂は攻撃してきます。春から秋にかけてが活動期になるうかと思うんですけども、そういうときの駆除方法として、ちょっと先ほどから紹介させていただいてます、餌を食べさせて、巣へ持ち帰らせて巣を駆除する、皆さんがよく使うのはアリの、アリの巣コロリとか、よくイメージが湧くと。そのスズメバチ専用のものとかも市販で売られてますので、そういうものから試していただいて、決して刺激して駆除する方法ばかりが方法じゃないので、そういうのも御紹介いただければと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 情報の御提供ありがとうございます。

紀美野町で、これから駆除する人が高齢化になってくると思われます。今まで熟練の方に駆除を依頼していたのが、専門業者へとニーズが変化してきます。年々スズメバチの巣の駆除ができなくなる方も多くなってきます。専門業者となれば、費用も大きくなってきます。蜂の巣に蜂がいなくなる 1 2 月頃まで待っては、ちょっと危険で、安心して暮らすことはできません。紀美野町民や高齢者が安心して暮らせる町になるよう、このスズメバチの巣の駆除助成金をお勧めいたします。

最後に、今後スズメバチの巣についての安心・安全な、ほかに対策方法はあるか、町の意見をお聞きいたします。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 安心して暮らせる紀美野町であるのが好ましいっていうのは私も同じ意見でございます。どうしても、紀美野町は自然が多い町になりますので、自然界にはどうしても、蜂もすんでいれば、蛇もすんでおり、ちょっと毒のある、最近、アリですとか、そういうものも生息してるのが現状でございます。

今、補助金で蜂の駆除だけ、実際、床をめくって蛇がいてたら、その駆除の補助金を出すのかとか、またそんな議論もあろうかと思うんです。取りあえずは自身の財産を管理していただくのは、その居住者の務めでもあろうかと思っておりますので、特に、やっぱ

り先ほどから申し上げているように春から秋の活動期ですかね、そういうときの蜂を刺激するのは、やっぱり決して得策ではないと思いますので、それで蜂を捕る捕獲器ですとか、餌を食べさせる駆除剤とか、そういう方法もありますので、そういうのを一度活用していただけるのをお勧めいただければと思います。どうしても巣を駆除したいっていうのであれば、やっぱり秋から冬にかけての、蜂、最終的に巣自体は留守になって二度と使わないっていうことも生息的には確認されてますので、そういった時期に巣を駆除するのがいいのではないかと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 以上で徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

続いて、3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では、4点質問いたします。

最初は、コロナワクチンの危険性と健康被害についてであります。

新型コロナワクチン、mRNAワクチンは、令和3年2月から臨時接種が始まり、本年6月30日までの約3年半の間、全額国費にて、ほとんどのケースで努力義務という意味不明の義務を負わされ、ほぼ全ての国民を対象に進められてきました。

その結果、約8割の日本国民がこの新型コロナワクチン、mRNAワクチンを接種するに至りました。人類史上初めてのmRNA技術を用いたこのワクチンは、治験段階かつ中長期の効果や人体への影響が一切不明な中、接種が進められ、接種開始当初からほとんどの接種者が副反応と呼ばれる副作用に苦しみ、数多くの死者、そして後遺症に苦しむ人々を生み出してきました。

当初、国はコロナワクチンによる死者や後遺症をほとんど認めず、またマスコミはその実態を全くと言っていいほど報道することはありませんでした。

しかしながら、接種開始から3年以上の年月を経て、多数の死者や後遺症に苦しむ人々の存在を無視することができない現状に直面し、ようやく国はコロナワクチンによる死者や後遺障害の事例を認め始めるに至りました。

さらには、主要メディアもこれに追随し、徐々にではありますが、報道がなされ始めています。

厚生労働省が発表する被害認定数は徐々に増えつつあるものの、審議に時間がかかること、さらには医師の協力不足等、様々な理由により救済申請を断念した事例などを考

慮すれば、認定事例として発表されている数字は氷山の一角に過ぎず、実際の被害は膨大な数に上ると言われています。

こうした状況下、10月から国や地方自治体が補助する形でコロナワクチンの定期接種が始まります。

コロナワクチンの被害が明るみになりつつある現状下で、定期接種を進めていくことに問題はないのか。そして、接種の案内や実施はどのように行われるのか、どのようなリスク情報を提供するのかについて答弁を求めます。

2点目です。

マイナ保険証は強制なのかどうかについてお尋ねします。

本年12月2日から、従来の健康保険証が発行されなくなることに伴い、マイナ保険証に切り替えざるを得ないと思っておられる町民が一定数いらっしゃるようです。

現段階でマイナ保険証は強制なのでしょう。既存の保険証が廃止された後も、既存のものと同様の形態の資格確認書が自動的に発行され、マイナ保険証がなくても、これまでと同様に全く問題なく保険診療を受けられると、このように認識していますが、間違いないでしょうか。

こうした点について周知はどのように行われているのか、答弁願います。

3点目は、紀美野町指定文化財であるニホンアカガエルの保護についてであります。

本年7月1日に動木342番地の1のニホンアカガエルが紀美野町指定文化財、天然記念物ですね、に正式に指定されたわけですが、和歌山県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類として指定され、極めて高い確率で将来の絶滅が危惧される、このニホンアカガエルを紀美野町としてどのように保護していくのでしょうか。

また、動木342番地の1のニホンアカガエルのみを保護するということなんでしょうか。隣接地一帯では、営農型の太陽光発電事業が住民や議会の反対を押し切って進められつつあり、工事によって大規模な生態系の破壊が行われているわけですが、問題はないのでしょうか。

最後4点目です。

防災体制の強化について伺います。南海トラフ巨大地震や大雨による河川の氾濫、土砂災害など、近年は様々な災害リスクが顕在化してきています。去る8月8日の日向灘を震源とする地震の発生を受け、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

紀美野町でも、同日２４時まで５０名での警戒態勢を敷き、以降１週間は２４時以降も夜通し２０名の警戒態勢を継続していただきました。執行部並びに職員の皆様の献身的な取組に対し、多大なる感謝を申し上げる次第であります。

さて、こうした大規模な災害リスクが顕在する中、公務員である皆さんの取組のみならず、消防団や自主防災組織など、町内各地域での災害発生時の即応能力の強化が必須だと思われていますが、現状及び今後の対応についてお尋ねいたします。

以上、４点について答弁を求めます。

（３番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） おはようございます。

それでは、桐山議員の一つ目の御質問、コロナワクチンの危険性と健康被害についてお答えします。

新型コロナワクチンは、厚生労働省において有効性や安全性が確認、薬事承認され、入院や死亡等の重症化を予防する効果が認められています。

また、接種後に生じ得る副反応を疑う事例についても、国は医療機関に報告を求め、収集した報告については、厚生労働省の審議会では専門家による評価を行っているところで、現在のところ特段の懸念はないことが国によって示されているところです。

また、令和６年度から新型コロナワクチンは、予防接種法のＢ類疾病に位置づけられ、国の臨時接種は終了し、自治体による定期接種へ移行しました。本町においては、１０月１日から翌年３月３１日までの期間で協力いただける各医療機関で接種を予定しています。対象者には個別に案内はしませんので、町の広報紙１０月号及びホームページを御覧いただき、接種希望の方は直接医療機関に接種の申込みをしていただきたいと思いますと考えております。

なお、国から提供された予防接種の有効性や副反応、接種後の注意事項についても、町の広報紙やホームページに掲載しております。

町民の皆様には接種のメリット・デメリットを十分に御理解いただき、また、接種前に各医療機関で医師から御説明を聞き、納得した上で接種をしていただくよう御案内し

ているところです。

また、引き続き国や県の動向を注視し、ワクチンの有効性や副反応などの情報については、ホームページなどで最新の情報を提供してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは桐山議員の2番目の質問、マイナ保険証は強制なのかに対してお答えさせていただきます。

2016年にマイナンバーカードが発行されて以来、その普及や利活用について、マイナポイントの付与や住民票のコンビニ交付など多種多様な施策が実施されております。現時点では、マイナンバーカードの取得については、あくまで個人の申請によるものとなっており、取得すること自体、義務とはなっておりません。

国では、さらなる普及と利活用を目的として、マイナンバーと保険証とのひもづけ、通称マイナ保険証の利用を推進しております。

現段階では、マイナンバーカード自体、全国民が取得していないため、保険証利用についても強制ではありません。

しかしながら、保険証の廃止については法改正で決まっており、本年12月2日以降は保険証が発行されないため、マイナ保険証、もしくは資格確認書での医療受診になってまいります。マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーと保険証がひもづけされていない方で、国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の方につきましては、現在の保険証の有効期限到来前に資格確認書を送付させていただきます。

また、周知につきましては、保険証の更新時にチラシを同封し、お知らせしている状況です。保険証の廃止時期が近づきましたら、広報やホームページ等で改めて周知を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） おはようございます。

私からは桐山議員の御質問、ニホンアカガエルの保護についてお答えいたします。

紀美野町動木342番地の1のニホンアカガエルについて、地権者からの町指定文化財指定申請を受け、文化財保護審議会による審議を経て、令和6年6月28日に町教育委員会を開催し、指定することを決定し、7月1日付で町文化財（天然記念物）に指定をいたしました。

指定に当たって、教育委員会ではニホンアカガエルは絶滅危惧種Ⅰ類に指定されていること、また、保護に対する申請者の思い、また、審議会の建議内容を尊重し、当該土地のニホンアカガエルについて文化財指定することを決定したものでございます。

ニホンアカガエルの保護管理については、他の文化財と同様に、土地所有者が担うこととなっており、その旨、土地所有者である申請者に通知をしたところでございます。

周辺地域の地権者及び開発事業者には、ニホンアカガエルを町指定文化財（天然記念物）に指定したことをお知らせするとともに、絶滅危惧種であるニホンアカガエルが生息する環境への配慮及び保護への協力を依頼いたしました。

また、7月1日に指定内容について告示するとともに、広報紙、広報きみの8月号への掲載、また町ホームページでも広く公表し、周知しています。

今後は、看板を設置するなどの啓発活動を通して、町民の皆様に保護への御協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

（教育次長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 桐山議員の4問目、防災体制の強化についての御質問に自主防災組織の面からお答えをさせていただきたいと思います。

近年、災害が多く発生しており、能登半島地震に始まり、8月8日の日向灘で発生した地震と、それに伴い発表された南海トラフ地震臨時情報、8月22日に発生した台風10号など、災害のリスクが顕在化してきております。それは紀美野町も例外ではありません。

そこで重要になるのが、災害発生時の地域単位での即応能力であります。即応能力の強化として考えられるのが、訓練を行うことによる災害時対応の課題発見や初期対応に

用いる資機材整備にかかると思います。現在の即応能力強化を図るために、町では今年度、自主防災組織に対して訓練を促す意味合いも込め、訓練を行った自主防災組織に対して、必要な資機材整備にかかる費用を20万円を上限に支援する補助金を整備しております。

今後の対応につきましては、今年度行っている事業の経過を踏まえ、紀美野町自主防災組織の実情に合わせた対応を検討してまいります。

また、今後の地域防災能力、対応能力を向上させるためにも、災害対策や訓練などを行った地域、行う予定の地域は積極的に御意見や御相談をお申し出ください。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、桐山議員の防災体制の強化についての御質問の中の消防団の対応、これに関して私のほうから御答弁させていただきます。

平成25年12月に公布・施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、平成27年度から、油圧カッター、エアージャッキ等の救助資機材をはじめ、携帯用無線機や車載用無線機等の情報伝達機器、さらには救助用半長靴や高視認性の活動服、救命胴衣、耐切創手袋、防塵眼鏡、防塵マスクといった安全装備品を計画的に配備するとともに、同年から各種資機材の取扱い訓練を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の関係で、令和2年度から4年度までの間、訓練を中止せざるを得ませんでした。昨年度から再開し、延べ395名の消防団員の方々に訓練参加していただきました。また、この間、外部講師をお招きしての安全管理セミナーや、危険予知訓練を実施し、延べ199名の消防団員の方々に受講していただきました。

このように、災害対応に必要な資機材の配備、訓練、安全管理知識の向上を図ってききましたが、今後も消防団がさらに迅速・的確・安全に活動ができるように継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） では、まず最初に新型コロナワクチン、mRNA ワクチンについて再質問いたします。

先ほどの保健福祉課長の答弁の中で、現状に関して、現在特段の懸念がないというふうに国が言っているとおっしゃっていましたが、国はそういうふうに言っています。では、紀美野町、あるいは保健福祉課長としては、懸念はないというふうに思っておられますか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

紀美野町においては、令和3年からこの5年にかけて予防接種をしてきました。接種率はだんだん落ちてきているんですけども、副反応も実際ありました。うち、報告を受けているのは、令和3年から58件の副反応がありますということで報告を受けて、そのうち重度の症状の方は3件ということで、健康被害の救済制度の申請をしているところです。

国は特段の懸念はないということで言っていますが、町としても基本的にコロナによるメリット・デメリットはもちろんあると考えておりますので、そのあたり、十分にその方の健康状態を十分気をつけていただいて接種するかどうかを考えていただきたいと考えておりますが、町としては、コロナワクチンについては接種希望の方については接種いただけるよう体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） では、直近の数字ですね、国全体及び町全体の救済制度の申請実績及び認定実績、数字をお持ちでしょうか。お答えください。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、桐山議員の再質問にお答えします。

国の救済制度による請求件数は9月12日現在、1万1,920件、うち認定件数は8,108件。町は3件の申請に対して、3件の認定を受けているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 今、保健福祉課長おっしゃったように、直近で、9月12日現在で受理された、認定されたものが1万1,920件あるわけですね。この数字というのは、前回の6月の議会でも申し上げましたけれども、過去45年間の、ほかの全ての定期接種、予防接種のケースの2倍以上。僅かこの3年半と、この45年間を比較した、その45年間のほかの全て合計の2倍以上です。

死亡事例については、前回お聞きした際は4倍以上というふうになっていましたけれども、現時点で認定数818件、これを過去45年間のほかの予防接種の合計の死亡認定数と比較すると5倍以上です。

もう僅かこの3か月で過去45年間の定期接種全て合わせた死亡事例、その分を被害認定されてるんですよ。そういう現状ですよ、再度お聞きしますけれども、特段の問題はないというふうに思っているんですか。保健福祉課長及び町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 私からお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染とか、これまでに経験したことがないような感染症が世界で蔓延した。今議員おっしゃられた数字の上では、過去に比べて大変な数字ということで議員おっしゃられておりますけれども、やはり予防接種をしたいという方も当然いらっしゃるし、これまで予防接種をして、副反応もあって、もう次の予防接種はやめたいという方もいらっしゃいます。そこらについては、当然それぞれの判断でもって、接種を行っていただかなければいけないというふうに考えておりますけれども、私たちとすれば、接種をすることができるような形で進めていかなければいけないというのは、当然役所としての務めであるというふうには考えております。

議員が言われたように特段の懸念がつていうことでありますが、これは国のそんなような表現を使っているということではありますが、私たちとすれば、懸念がないとも言えない、あるとも言えない。しかしながら、現状でいけば予防接種を受けたい方々に対してはこの広報10月号で丁寧にお知らせをして、そこから先はそれぞれの判断で、かかりつけ医とも相談しながら判断してくださいというような形で町民の方々に周知をしている、そういったところであります。

私からは以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ただいま、町長丁寧にお知らせをしてというふうに答弁いただきましたが、その丁寧にお知らせをする内容というのは情報ソースはどこから取ってらっしゃるわけですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） コロナワクチンに関する情報に関しては、国の提供していただいている情報を正しく正確に伝えるということで努めておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 国の提供する情報が全て正しい、間違っていないというふうに、まさか思っていらっしゃるわけじゃないですよね。

町独自に調査研究ということはされたんでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 前の議会のときにも答弁させていただいたんですが、町の方では専門的な知識はございません。あくまでも国の専門家が集まる審議会のほうで研究された方が、そのことについて議論されたことについて特段問題がないということと言われておりますので、その情報をもってでしか町の判断はできませんので、そのことはお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 義務教育の現場の議論をしてるわけじゃないですからね、ここは。学校の先生の言うことが全て正しい、教科書が全て正しい、そういうふうに思ってしまうこともたちを育てていいんでしょうか。国が言おうと、誰が言おうと、おかしいものはおかしい。そういう姿勢を持ってやらないと、町民の皆さんの命や健康は守られないんじゃないんですか。地方自治体というのは自ら治める、自ら判断しなきゃいけないわけですよね。そのためには、自ら情報収集もして、しっかりと、もちろん国の言うことも手元に置いて、総合的に地方自治体として判断しなきゃいけないんじゃないんですか。

先ほどから、もしくは、ずっとこれまでの答弁を聞いてると、もう国が言ってるから、だからこうする。先ほど答弁ありましたけれども、町は個別案内しないと。希望者が直

接医療機関に申し込むと。ホームページや広報などで必要な情報は通知すると。そんな、結局国が出してるだけの情報しか通知しなくて大丈夫なんですか。それで、今この被害があるわけですよ。本当に大丈夫なんですか。これ何度も何度も、この場で私申し上げてますけれども、しっかりとしたプラスの情報もマイナスの情報も、しっかりと入手しないと、ちゃんとした判断はできないわけですよ、町民の皆さんは。個々の判断で最終的にする、当たり前です。でも、情報が偏っていたら、きちっとした判断ができないじゃないですか。

その結果、全国で多くの後遺症患者及び死者を出してるわけです。紀美野町だってそうですよ。

本当に、このまま特段の懸念がないという国の主張を信じて、まるで右から左に物事を伝えるだけのメッセンジャーボーイのような、そんなことで紀美野町行政大丈夫なんですか。

町長、再度お願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員が例えに出された義務教育の話であるとか、いろんな話の中で、当然、自治体として、紀美野町で決定して進めていかなければいけないことはたくさんある。保健福祉課の業務においても、町民の健康を守っていくとか、いろんな施策においては、当然、国が言ってる話もありますが、うちはうちで独自で保健師が町内を回って町民の健康管理に努めていくと、そういったことは当然にしていくわけであります。

今回、議題となってるこのワクチン接種に関しては、課長申したように、町内にはそういった専門家はございません。小さい町ですから、専門家はおりません。そうした中で、我々とすれば、国そしてまた県といった機関からの情報を基に進めていくということでございます。

それ以外の情報っていうのは、なかなか、例えば本であるとか、テレビであるとか、雑誌であるとか、いろんなことが言われておりますけれども、それはそれぞれに言われてるものであって、それを100%信用して云々ということは、やはりできないと考える。やはり、我々とすれば、国なり県からの指導に基づいて、この接種を進めていかざるを得ないと、そういうふうな考えでございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 町長が全幅の信頼を置いていらっしゃる国が今までどういうことをしてきたかと。数々の薬害事件を起こしてきたわけですね、国は。そういった薬害の過去の失敗を反省して、厚生労働省の玄関前、正面玄関前に過去の薬害被害に対する誓いの碑というのがございます。ちょっと読み上げますね。

誓いの碑。命の尊さを心に刻みサリドマイド、スモン、H I V感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する。

千数百名もの感染者を出した「薬害エイズ」事件 このような事件の発生を反省しこの碑を建立した。平成11年8月 厚生省。

こういう碑を建てておきながら、もう今認められただけで818名の死者の認定が行われているわけですよ。これまだ途中ですからね。

しかも、先ほども冒頭に申し上げましたように、様々な理由により、救済認定ができていない人は、数多くいらっしゃる。それは想像に難くないわけですよ。

そういった中で、このまま立ち止まることもしないで、しっかりと自ら調べることもしないで、ただ国の言うことをそのまま鵜呑みにするという、そのやり方は私は間違っていると思いますよ。

どれが本当の情報なのか分からない。デジタル化で情報の洪水になってるのは分かりますよ。分かりますけど、その中から信憑性の高いものをしっかりと見つけてくるというのも、行政の重要な役割の一つじゃないんですか。

先般、6月のときにも御紹介しましたが、お隣、大阪府の泉大津市、南出市長という方がいらっしゃいますけれども、南出市長は、このコロナ禍が始まって以来、ワクチン接種が始まって以来、様々な情報を発信してこられました。

先般御紹介したときに、ぜひ情報を見てみてくださいというふうにお願いしましたが、恐らくそれも叶っていないんだというふうに、先ほどの答弁から感じた次第であります。

令和6年3月7日の泉大津市議会にての南出市長の発言をざっと簡単に御紹介します。

これは空前絶後の世界的大薬害だと。救済申請されている方は恐らく1%。救済申請のハードルが高過ぎる。市民から直接相談を受けたが、ハードルが高過ぎて、もう諦めてますと言われた。元気だった人が動けない。地元の中学生の子が歩行障害になったり、月経異常になったり、もうとんでもないことになってる。泣き寝入りをつくらない、こういうふうにおっしゃってます。

紀美野町に泣き寝入りは本当につくってはいけませんよ。

全国から毎月医者、医療従事者、政治家が泉大津に来ている。メディアも来ている。ノウハウのシェア会をやり、後遺症の改善プログラムをやっていきたい。今後の懸念事項としては、免疫の異常がある。地元のクリニックでも気づいているが、実はこのワクチンは蔓延防止効果はなかった。これは広く認識されていることであります。打てば打つほど免疫が壊れるということが分かってるんですよ、もう。

冷静にこうした事実に向き合って、困った人がいたら救うと、このようにおっしゃってます。

さらに、はっきり言って世界的大薬害、国は動こうとしない。誰がもうけているんですかという話なんです。いつの世にも、古今東西を問わず、政・官・財の癒着というのは必ずあるんですよ。そういうものがあるんじゃないんですかというふうに疑っていらっしゃるわけですね。私もそう思います。

命と健康と言うなら、進めてきた方、放置をしてきた方、見て見ぬふりをしてきた方、向き合っていて救うというのが、人としての在り方だと。人権侵害もひどかったと。このワクチン接種に関しては。御本人の意思と全く逆の形で接種を半ば強制されたような方もいらっしゃったわけです。

泉大津の議員は一緒に勉強してきているので、こうした事実に向き合っていて、困っている人たちがいたら助ける、おかしいことはおかしいと声を上げて、国や全国を動かしていきたい、このように言われてます。議員が行政に言ってるんじゃないんですよ。行政が議会、議員側に言ってるんですからね。

こういう姿勢がない限り、先ほど御紹介申し上げた厚労省前の誓いの碑というのは、何だったのかということになると思いますよ。

時間がないので、幾つか御紹介します。

一般社団法人日本看護倫理学会というところがございます。この看護倫理学会から緊急声明として、新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念、自分と周りの人々のためにということで、結論のみ読み上げます。

一般社団法人日本倫理看護学会は、レプリコンワクチンの導入に関しては、さらなる研究と長期的な安全性データの収集が必要であり、十分なインフォームドコンセントの確保と接種に関する干渉と同調圧力の排除が求められると考えます。

我々は、安全かつ倫理的に適切なワクチンの開発と普及を強く支持するものではありません。

ますが、そのいずれも担保されていない現段階において、拙速にレプリコンワクチンを導入することには深い懸念を表明します。

このように、言われています。レプリコンワクチンについて、国からどのような情報提供がありましたか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在のところ、レプリコンワクチンの情報については、提供はいただいていないところです。Meiji Seika ファルマ製のレプリコンワクチンが承認されたということで、令和6年度のコロナワクチンについては5社のワクチンが使用されるということについては聞いているところですが、詳細な内容には聞いておりません。ただ、このレプリコンワクチンについては、体内でスパイクたんぱく質をつくると、今まで効いてたものが体内で自己増殖を行って従来のmRNAワクチンよりも少ない有効成分量で、高い中和抗体が長く継続されるという情報は、ほかのニュースとかでは聞いているところなんですけれども、詳細については聞いてないところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 10月から始まるわけですね、接種。それで9月の中旬になって、まだ何の情報も国から来てないって、これおかしくないですか。課長いかがですか。おかしくないですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） レプリコンワクチンについては9月の13日に承認されたばかりですので、その情報については情報がまだ来てないというところで考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 課長個人を責めるわけではありませんが、そういう答弁をされていると、私は紀美野町の行政、本当に大丈夫かというふうに思ってしまうわけですよ。

これですね、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、この緊急声明、これを受けて、長崎県の長崎市立淵中学校の本田校長先生が、自分の一存ということで、つまり

自分の責任でということで、全生徒にこの声明を配布したそうです。

現場でも、こういう方がいらっしゃるんですよ。これだけの被害が出てて、これはまずいと、自分の立場で何かできないかということで、御本人の名前も、動画でも御自身をさらけ出して、懸念を表明されてるわけですよ。そういう姿勢をぜひ見習ってほしいと思いますね。

もう一つ御紹介します。

本年9月11日の和歌山特報の記事で、海南市をレプリコンワクチンから守る会発足という記事がございます。

ざっと抜粋して御紹介します。今年10月から定期接種が開始される次世代型コロナmRNAワクチン、レプリコンワクチンの安全性に疑問を持つ海南市の住民たちが8月13日、同ワクチンについて広く知ってもらいたい。同ワクチンを接種しないでと訴える海南市をレプリコンワクチンから守る会を立ち上げた。現在会員19人。

この中で、このレプリコンワクチンが認可されてるのは世界で日本だけだということも御紹介されてます。もちろん、それは執行部のほうも御存じだと思いますが、日本だけで認可されて、日本だけで接種をするんですよ。この治験をやっていたベトナムでさえ認可してないんですよ。これを製造しているアメリカの企業ですけれども、アメリカでさえ認可してないんですよ。

これを製造しているというか、これをつくったですね、開発したアメリカ企業、アメリカでも認可してない。日本だけですよ。

前回も申し上げましたが、我々日本人がモルモットにされてるんじゃないんですか。

こういう情報っていうのは、しっかりと届けないといけないと思いますよ。

続きを読みます。テレビなどでは取り上げられていない。危機感から会の立ち上げを急ぎ、接種中止を求める活動を始めたそうだと。もう市民の方が立ち上がってるわけですよ。行政は何やってるんですか。

もう一つ、最後に御紹介します。

9月18日、本日発売の書籍です。「私たちは売りたいくない!」、こういうタイトルのものです。「世界初のレプリコンワクチンの正体とは?日本人は実験動物!?安全を示す十分な証拠なしで、なぜ接種開始する?危ないワクチン、販売を命じられた製薬会社現役社員の慟哭」ということで、このレプリコンワクチン、コストイベ筋注と言われてますけれども、そういう名前ですけれども、Me i j i S e i k a ファルマ社と

いう会社が販売することになってますけれども、ここの社員が内部告発という形で、これはまずいだろうという本を出版してるんですよ。

もう世の中はそういう動きになってるんですよ。いつまでも国の言うことだけを聞いてればいいっていう問題じゃないんですよ。

時間がないので、以上を聞いていただいた上で、最後、町長もう一度御答弁願います。いかがですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま桐山議員からいろんな情報なり、御提示いただいたんですけども、私たちが知らなかったこともございますので、こういったことを現在、県に確認をしている、そういった形は取っていきたいと思います。

その上で、国・県の指導の下でやります、進めていくものはしていきたいと、このように考えております。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） あくまでも、お上の言うとおりのことであるとすれば、今の答弁の内容からして、そうであれば、非常に悲しいことだと私は思います。ぜひ、一歩踏み出した形で今後の行政を進めていっていただきたいと思います。もう始まりますからね、情報提供をしっかりと行ってください。

次に、マイナ保険証に関してです。

マイナンバーカードの紀美野町の発行率、さらに、その中でマイナ保険証の登録率はどれぐらいありますか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） マイナンバーカード全体の発行率っていうことですか。保険証だけじゃあ、保険証利用の話なんで。

両方ですか。少々お待ちください。

すみません。マイナンバーカード全体の発行率は、今のところ9月8日現在で86.2%です。保険証利用ですが、6月現在で、国保のほうで20.6%、後期のほうでは保険証利用で、7月で18.5%です。

以上です。

すみません。もう一つ、登録率といいまして、マイナンバー、ひもづけしている率なんですけども、国保のほうで6月現在で68.9%、後期高齢者で7月分で60.2%で

す。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） マイナンバーカードの発行率というのは、マイナポイントという、ある意味、ニンジンをおろした形で国が推進してきたわけですから、ある程度の率があるというのは、それは分かりますね。でも実際に、マイナ保険証とのひもづけをよしと、取りあえずよしということで登録された方が 68.9%。さらに、実際マイナ保険証として使用されている方は 20.6%と、5 人に 1 人なわけですね。

この数字、どうしてこういう低迷しているかというふうに分析されていますか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 実際、医療機関での利用ですとか、薬局での利用ですとか、そういうできる環境整備っていうのが、実際そのマイナンバーカード使える端末っていうんですかね、そういうものの整備が、このマイナ保険証利用開始よりは後からスタートしたようなイメージ。同時に、インフラが整って利活用が開始されたっていうわけじゃなくて、同時にやられている施策なんで、どうしてもその面で活用できる場所と活用できない場所っていうところがあったかと思います。それで実際の利用率っていうのがそんなに伸びていないのかなと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） これ実際、マイナンバーカードをつくらなくても、もしくはつくったとしても、保険証とひもづけなくても、最終的に資格確認書が発行されて今までと何ら違いなく、問題なく今後もやっていけると、そういうことですね。

そういうことを認識していらっしゃる町民の方々、特に高齢者の、もっと言うならば後期高齢者の方々、どれぐらいいらっしゃるかということなんです。お上に言われてつくってくださいねって言われてつくりました。登録してくださいねって言って、登録しました。でも、登録しちゃったけど、いやこれはちょっと失敗したなど。普通の資格確認書で今までの保険証と同じように使えるんだったら、そっちに戻したいっていう方が絶対いらっしゃると思いますよ。そういう方々はいらっしゃらないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 一時期、特に医療機関とか薬局でマイナ保険証利用促進

集中取組月間みたいなことがされてまして、多分、恐らく薬局とか医療機関とかでマイナ保険証じゃないと使えないですよとか、何かそういうちょっと誤ったアナウンスがされていたことがあるということもお伺いはしております。でも、実際はそうではなくて、国の現在の政策上、資格確認書も発行して、今までどおり医療は受けれるっていうことになってますので、ちょっと今、総裁選挙でも、ちょっと自民党のですね、今後の保険証のことについてとかも触れられてますんで、それがどういった方向に政策が動いていくかっていうことは、ちょっと我々は予測できないところもありますので、今後、そういったところも見ながら周知は行っていきたいとは考えております。ちなみに保険証の利用登録をして、また解除っていうのもできますので、それは住民課のほうへお問い合わせいただければ、そういう方がおられるのであれば、住民課のほうへお問い合わせいただければ、対応はさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） そういう間違った、誤った情報が流れていると、一部で流れているという情報を入手された後に、そうではありませんよと、こうこう、こういうことですから、お間違えのないようにという広報、通知等されましたか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 実際、現場でそういうことが起こってしまったっていうところは把握はしております。その病院というのが、やっぱり国のミスリードによるところもある、国がちょっと勇み足で、そのマイナンバー保険証を普及させようとしたところがあるかと思います。まず、国がメディアなり何なりで周知していただくのが最善なのかなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 最善なのは、国じゃなくて地方自治体、現場で対応することが最善なんです。ちょっと、その感覚を私は理解できないですね。我々の町ですよ、皆さんが周知しないでどうするんですか。そんなことまで国に任せてどうするんですか。

これ、いつでも切り替えることはできるんですか。登録を解除すれば、どういうタイミングでも資格確認書をもらえることになってるんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） すみません、先ほど、国がまずアナウンスということで
されるべきだという考えを申し上げただけで、決して我々がしないという話ではないと
いうことだけ、ちょっと御了承いただければと思います。

資格確認書への切り替えって、まだ資格確認書自体が発行されていない段階ですので、
それは資格確認書が発行できるようになった段階で、またお話しいただければ、対応は
今のところできると伺っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 対応はできると。来年でも、再来年でも、いつでもできると、
そういうことですね。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） この資格確認書の運用が今後どうなっていくかっていう
部分については、まだ何年先まで使えるとか、保険証でもその有効期限が切られて、運
用されて更新していくっていうのが今までの保険証の運営でしたので、資格確認書が今
後どうなっていくかという部分に関しては、ちょっとまだ示されてないのでお答えする
ことはできない状況となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） そんな何も決まってないことを進めようとしてるんですか、
国も地方自治体も。それでいいんですか、本当に。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） いいかどうかって言われても、ちょっと判断しかねると
ころあるんですけど、国がまず国策、政策でやってることに対して、国民の方も含めて、
声は出せると思うんです。その声を集約して政治が変わっていくところもある
うかと思いますので、決まれば、もう日本は法治国家なので、法で定められると、それ
をせざるを得ないというところがありますので、そこはもう御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 法治国家の割に随分いいかげんなことをやっていますよね。

じゃあ、資格確認書は期限なしでいつでも発行できると。切替え、登録の取下げ、ひもづけの解除、そして資格確認書の発行というのは、いつでもできるというふうに思っ
てていいんですね、現時点で。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、
加入者による任意の解除を可能とするということで伺っております。なので、解除はで
きるようになっておりますので、住民課まで御連絡いただけたらと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） では、3 番目のニホンアカガエルについて再質問いたします。

ニホンアカガエルは和歌山県のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に指定されている
非常に絶滅する可能性の高い希少動物でありますけれども、それを受けて今回、紀美野
町は文化財指定、天然記念物指定したわけですが、私はすごく違和感を感じるの
は、指定したこの地域だけのカエルが文化財で、天然記念物で、そのすぐお隣の土地の
カエルは違うっていうのがちょっと理解できないんですけど、そのあたりどういう建て
つけになってるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員の再質問にお答えしたいと思います。

この指定につきましては、3 4 2 番地 1 の地権者の方からの申請により、このことが
始まってきています。その時点で、教育委員会につきましても、そこにニホンアカガエ
ル、県の絶滅危惧種に指定されておるニホンアカガエルがそこに存在しておるというこ
とを知ったわけでございます。その事実に基づいて、文化財保護審議会の審議、3 回の
審議を経て、その地域の、3 4 2 番地 1 についての、そこに存在するニホンアカガエル
について指定したものです。

じゃあ、その隣の土地のアカガエルについては、現実として指定はしていません。
ですが、じゃあ、保護しなくていいのかという話になりますが、先ほども申し上げたと
おり、県の絶滅危惧種Ⅰ類に指定されておることについて周知をした上で、保護に努め
ていただくようお願いしておるところです。そういうことになってます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） これ、以前私が、まだ紀美野町の指定文化財に指定される前にでも県の絶滅危惧Ⅰ類であるということで、当該地の隣接地で今大規模な生態系破壊が行われているわけですが、その事業者に対してしっかりと申入れをすべきだと。当時、住民課長でいらっしゃった現教育次長も、しっかりと申入れをするというふうにお答えいただいたわけですが、実際に、どのような配慮をしてくれたのか、どのようなことを実施してくれたのかと、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほども申し上げましたが、本来なら地権者、周辺の地権者について周知をするところです。ですが、その周辺が開発されている状態でございますので、地権者に加えて開発事業者宛てにも、口頭ではございますが、指定された旨、さらに今後周辺の地域においても、そういうニホンアカガエルが生息している可能性もあるので、発見した場合は保護していただきたいという、そういう申入れを口頭ではしております。

開発事業者がどのようなことを行っているかっていうのは、こちらではちょっと把握できておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） それはね、つまり世間一般の常識で考えるならば、保護をする、していこうという強い意志の表れとは取られないですよ。口頭ではなくて、しっかりとした書面で申入れをして、実際にどういうことを、どういう保護対策を取ってくれたのかということを書面でもらうべきじゃないんですか。

特にですよ、7月1日に指定文化財、紀美野町指定文化財（天然記念物）に指定して、広く保護を呼びかけてるわけですから、それは当然やっていただかないと困ると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、この1件で、町の文化財（天然記念物）に指定したものは342番地の1に存在しているカエルでございます。ですので、その区域内に生存している、形としてですが、生存しているカエルについては天然記念物となります。その以外の部分については、指定はできてない状態です。ですので、町の文化財としての保護っていう観点

には至らない。しかしながら、県の絶滅危惧種Ⅰ類に指定されておる希少動物であることに鑑みて、そういう通知、もしくは口頭での依頼をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 何度答えていただいても、同様の内容しか得られないと思いますけれども、要は、保護しなきゃいけないわけですよ。どこにいても、県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に、トップのランクにある絶滅危惧種なんですから、しっかりと保護をしていかないといけないし、保護を呼びかけていかないといけないわけですよ。

さらに、紀美野町で天然記念物として指定したわけですからね、しっかりと力を入れていただく必要があると思いますよ。

今後ね、しっかりとニホンアカガエルを守っていくために、どのような戦略的な広報活動を行っていくのか、そういうお考えはありますか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ニホンアカガエルについて、今回指定された町の文化財として342番地の1に存在するアカガエルについては指定しております。その指定文化財につきましては、他の文化財と同様に、天然記念物の保護管理、これについては土地所有者の方が担うことになります。

当該土地のニホンアカガエルについても、土地所有者による保護管理となり、当該土地所有者にもその旨を通知をさせていただいております。また、町指定文化財の保護管理に係る経費についても補助をさせていただける制度もございます。また、その周知につきましても、現在広報、それからホームページにおいても公表しておりますが、現場において、地権者の承諾を得た上で看板の設置等も考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） もっともっといろんなことを考えていっていただきたいなというふうに思います。例えばですよ、きみちゃん、きみちゃんの中に、例えば、きみちゃんの肩があるかどうか分からないですけど、にニホンアカガエルを載せるとか、もしくは、桜前線と同じように、カエル産卵前線というのが、世の中にはあるようです。その中で、ニホンアカガエルの産卵が冬に始まりますからね、だから、南のほうから産卵

が始まったよってという報告を受けて、有志の団体がそういうものを発表されているようです。現時点で言うと、紀美野町の、この当該地のニホンアカガエルは本州の最南端だというふうに思われますので、そういった観点からも、そういったカエル前線みたいなものにも積極的に協力をしていって、個人の活動だけではなくて、町としても、しっかりと協力していって、町全体を盛り上げる、自然保護の機運を高める。もっと言えば、当該地に生息するニホンアカガエルを小・中学生の授業の材料にして、見学していただくというようなことも含めて考えていくべきじゃないんでしょうか。いかがですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ただいまの桐山議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、この希少動物であるニホンアカガエルについて保護するという形のために、町の文化財として指定していました。また、それが町おこし等に活用されるということについては、またちょっと教育委員会とは別の話にはなるんですが、そういうことが、もし地域でもそういうことがございましたら、できるだけ保護する、保護できるという、保護という観点の中で協力はしていけると思います。

また、先ほどおっしゃられました学校の授業についてという形につきましても、この保護された旨、この希少動物が町の文化財（天然記念物）に指定された旨っていうのは、定期的に行っております校長会においても伝え、学校には周知はさせていただいているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） しっかりと行政間の連携を取っていただいて、より広い保護活動、それ以外の活動にもつなげていっていただきたいと思います。

最後、防災体制の強化、もう時間ありませんから、ずばり聞きますけれども、消防団と自主防災組織の、災害が起こったときの役割、これどういうふうになってるんですか。それぞれどういう違いがありますか。

どちらが何をやってという決まりはあるんですか、ないんですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もともと、自主防災組織の構成の要件として要綱を設置しております。その中で、消防団であっても、自主防災組織への参画を妨げるものでもございません。地域の実情によって消防団の方が自主防の側面の支援、それから後方支

援というのも行い得ることとは思いますが、どの業務をどの自主防が賄って、どの業務を消防団がするというのは、地域の構成でいろいろあることが考えられます。ですので、一概にこの分はこう、この分はこうということでは、ちょっと申し上げにくいというのが現状でございます。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 今の桐山議員の御質問に一応お答えさせていただきます。

自主防災組織というのは、あくまでも自助の範疇で、自らができることを行うということになります。恐らく、災害発生時にも行えることに限界があろうかと思えます。しかしながら、消防団というのは、町が設置しました公的な消防機関であります。当然のことながら、先ほども言ったように資機材、装備等も一応充実しておりますので、地域において発生した場合には、当然いろんな災害対応に当たるんですが、今、消防団というのは組織立った活動をしなければならないということで、各地域には分団長、また副分団長といったような、その組織の系統の、指揮命令系統でございますので、そういった形の中で、各地域地域で発生した事象に対応していただくという、こういう形になるかと思えます。

それらは、明らかに自主防災組織と消防団というのは、同じことをするにしても、基本的にその責任の度合いが違うというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） いずれにしても、消防団員と自主防災組織のメンバーが重複していることもあるわけです。だから、しっかりとそのあたりは交通整理をしていっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で桐山尚己議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 39 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 55 分)

○議長（美野勝男） 続いて、11 番、美濃良和議員。

(11 番 美濃良和 登壇)

○11 番（美濃良和） それでは議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、紀美野町スポーツ公園リニューアル事業についてお聞きしたいと思います。

6 月議会においても質問いたしましたけれども、12 億 7,000 万円を超える事業であり、町民からそのような大きな金額の事業を随意契約で行っていいのかという声があります。

この事業の始まりはどのようなことから起こってきたのか。また、公平性や透明性、客観性等、それが担保されているのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

次に、食料自給率を上げることについてお聞きいたします。

夏場に来て、米が店頭から消えたとか大騒ぎになっています。日本の農政は、輸入を基にしています。それが能登地震や大雨や台風の心配から少し余分に買い置いたことからこうなったようでもありますけれども、気候変動による出荷高が減った、外国の、特に中国やインドが輸入国になり、買付けがうまくいかないなどの問題もあるようでもあります。

日本の農家は赤字で経営が大変な状況で、そのことから農家が減って、そういうような問題から自給率を上げる必要があるというふうに思われます。町として、町民の食料を確保する。この紀美野町は食料を輸入しなければならない、外から食料をもらわなければならない、そういう町でありますから、町民の皆さん方の食料を確保すると、そういう観点から国に働きかけるなどの対策が必要ではないかと思いますが、お聞きしたいと思います。

次に、防災行政無線の戸別受信機についてお聞きいたします。

防災行政無線が聞こえない。あるいは、台風などで窓などを閉めていけば聞こえない、そういうふうなことの意見をお聞きします。戸別受信機の対応など必要ではないかと思いますが、町の見解をお聞きしたいと思います。

次に、庄原・蓑原橋付近の防災対策の進捗についてお聞きしたいと思います。

台風の時期は、いましばらく続くであろうことから、この対策はどのような状況に

なっているのかお聞きしたいと思います。

次に、万博への小・中学生の教育旅行についてお聞きいたします。

万博会場の夢洲は埋立地でありまして、毎日２トンのメタンガスなど有毒ガスが発生していて、３月には大きな爆発があったと聞きます。これはもう新聞・テレビ等でも公表されましたけれども、朝日新聞によると１５０校が参加するということでございますけれども、紀美野町では、この教育旅行についてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 私のほうから美濃良和議員御質問の１問目、それから５番目について答弁をさせていただきます。

まず、紀美野町スポーツ公園リニューアル事業についての質問にお答えいたします。

本事業は、老朽化が著しい体育館や多目的人工芝グラウンド、照明設備等、既存の施設の更新に加え、スポーツをする方だけでなく、誰でも気軽に訪れてもらえる施設を目指し、令和５年度に基本構想を策定しました。

新機能として、屋内練習場、飲食宿泊、休憩エリアやシャワー、会議室などを備えたひさしエリアを備え、スポーツと教育の融合により、地域発展と持続可能な機能を有する豊かな学びのスポーツ拠点とすることを基本理念とし、にぎわいや魅力ある施設とする基本計画を令和６年５月に策定し、公表いたしました。

この事業を実施するに当たっては、民間事業者のノウハウを活用し、町の財政支出を抑えながら、にぎわいや魅力ある持続可能な施設運営を行うことを目的に、事業手法はＤＢＯ方式とし、設計、建設、運営を一括発注する方式を採用し、業者選定はプロポーザル方式といたしました。このことにつきましては本年６月の全員協議会においても御説明をさせていただきました。

プロポーザルによる業者選定については、企画競争により業者を選定していく方式であるため、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号に該当し、随意契約という形に

はありますが、町のホームページにおいて募集要項及び要求水準書等を公表し、より多くの事業者が提案し、企画競争していただけるよう、広く参加事業者を公募いたしました。

結果としては、コンソーシアム1団体から応募があり、外部委員3名を含めた5名の委員で構成する選定委員会において、コンソーシアムによるプレゼンテーションを行い、その提案内容が、町が示す要求水準書等を満たし、優れた提案であるかを審査採点していただき、採点結果等もホームページで公表しております。

以上のとおり、事業者選定に至るまでの公平性、透明性については担保されていると考えております。

以上、一つ目の質問に対する答弁といたします。

続いて、五つ目の万博への小・中学生の教育旅行についてにお答えいたします。

大阪・関西万博は、令和7年4月から10月にかけて、160か国を超える国や地域などが参加し、夢洲にて開催されます。

万博は、社会が直面する課題の解決に向けた最先端の知見や世界の考えを示す機会です。大阪・関西万博は、いのち輝く未来社会のデザインのテーマ及び未来社会の実験場のコンセプトの下、パビリオン展示やイベント等が予定されており、未来を担うこどもたちが教育旅行として万博を体験することの教育的意義は非常に高いとされています。

紀美野町においても、全ての小・中学校で社会見学または遠足、校外学習として万博を体験する計画で進めていると聞いております。

一方で、美濃議員御指摘のとおり、本年3月、建設工事中にメタンガスによる爆発事故が発生しておりました。この事故を受け、県は博覧会協会に対し、事故の原因と今後の対策、メタンガス噴出への対策等について申入れを行ったと聞いております。

博覧会協会は、機械換気設備による強制換気やガス検知器の設置、また測定値を毎日公表するなど、ハード・ソフト両面から来場者の安全・安心を確保するため、万全の対策を行うとのことでした。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男)

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人)

それでは、私からは美濃議員の2番目の食料自給率を上

げることについての御質問にお答えさせていただきます。

日本のカロリーベースにおける食料自給率は約３８％と発表されました。また、和歌山県のカロリーベースの食料自給率は１％上昇し、約３０％となっております。国と比べて低い数値となっております。

和歌山県のカロリーベースの食料自給率が低い理由は、カロリーの高い穀物類の生産量が低く、単価の高い果物等の生産が盛んであるため、生産額ベースの自給率は国の６１％に対し、１０２％と非常に高い数値となっております。これは果樹畑の多い当町におきましても同様であると思われます。

さて、議員が危惧されてございます日本のカロリーベースにおける自給率が低い大きな理由は、日本の食生活が変化したことによるものが大きく、自給率を上げるためには、主なものとしまして、小麦や大豆、でん粉類、畜産物飼料や油脂類の生産を増やす必要があるとされてございます。

そのため、国では食料・農業・農村基本計画を策定し、国を挙げ、令和１２年度のカロリーベースの食料自給率目標を４５％にするということが示されました。

しかし、これまで国では、平成１７年度、平成２２年度、平成２７年と基本計画を策定し、目標数値を示してきましたが、これまで達成されたことはございません。

当町としましては、県と農業施策について協議する際、食料自給率を上げる施策の拡大や国に対する要望につきましても協議してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、食料自給率の向上についての取組についての答弁とさせていただきます。

（産業課長 吉見将人 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の３問目の防災行政無線の戸別受信機についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、大雨や暴風雨などの気象条件によって、防災行政無線が聞き取りにくくなることがあります。また、窓や雨戸を閉め切ると、特に聞こえづらくなります。その際に放送内容が分からない場合は、もう一度放送内容を聞く手段として当町は四つの方法を用意しております。きみのナビという携帯アプリ、フリーダイヤルの電話応答システム、メール配信サービス、町ホームページとあります。今年の８月末に広報

きみのとともに、防災行政無線が聞き取りにくい方へというチラシを全戸配布し、防災行政無線をもう一度聞く方法を周知しております。携帯アプリ登録者数やメール配信サービス登録者数も増え、効果を実感したところです。

また、きみのナビとメール配信サービスは、プッシュ型の通知となっておりますので、防災行政無線が放送されれば、お持ちのスマートフォンなどへ通知が届きますので、放送されたことが分からないという問題も解決できます。

様々な活用法があるスマホ操作に慣れていただけるような高齢者スマホ教室の開催を続けるとともに、きみのナビアプリをはじめ、フリーダイヤルの電話応答システム、メール配信サービス、町ホームページの一層の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） 続きまして、私のほうから４点目の庄原・蓑原橋付近の防災対策の進捗についてお答えさせていただきます。

議員御質問の庄原・蓑原橋付近の防災対策の進捗でございますが、まず蓑原橋付近の対策につきましては、令和６年３月に西野地区からの蓑原橋周辺の河川整備の要望を受け、令和６年５月１６日に県知事に直接お会いし、真国川（蓑原橋周辺）の氾濫対策事業についての要望活動を行いました。

現在、県発注事業により測量調査業務も進行中であり、引き続き氾濫対策については、河川管理者である県と協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、下佐々地区の庄原付近につきましては、水害による被害の要因の一つである谷川については改修工事により、一部の区間の水路改修を実施しており、排水路などの改修につきましても、県と協議を現在行っているところでございます。地域住民の安全確保を目的として対策を行っております。

また、浚渫などにつきましても、河川管理者である県に強く要望を行っているところでございます。

水害は予想が難しい場合も多く、突然の洪水や大雨で日常生活が大きく影響を受けます。浚渫や河川工事などを行うことで氾濫による被害リスクを軽減し、地域住民が安心

して暮らせる環境を整備することが非常に重要であると考えており、地域住民の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

今後も町と県がしっかり連携し、河川などに対する保全・管理、安全確保に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより議席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、スポーツ公園の事業でございますけれども、これは、公募をしてやったんだと。それで選定委員会が選定したということですが、選定委員会というのはどういうふうなメンバーで、どのように選定されましたか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

選定委員会につきましては、5名で構成しております。そのうち3名が外部審査員、和歌山大学経済学部教授が1名、それと和歌山社会経済研究所から1名、それと町の顧問弁護士1名、これで3名。内部審査員が2名、副町長と総務課長でございます。

選定の方法なんですが、事業者によるプレゼンテーションと提案書により、審査員1人当たり465点満点、全体で2,325点満点としております。全体で満点はそういう、全体で2,325点満点。審査員1人の平均点が270点未満、5名いますので全体で1,350点未満の場合は失格という形になります。

採点結果につきましては、審査員の平均点が321点、合計が1,606点であり、この事業者が優先交渉権者として決定したところでございます。なお、評価点数が270点を下回った審査員はございませんでした。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これ1社しか、1団体しか応募がなかったということなんですよね。それと、その1団体ですけども、この会社ですか、会社じゃなかったですね。共同企業体であったかというふうに思うんですけども、共同企業体が出て、そして今会社が来てるんですが、その辺でも不思議に思うんですけども、今言われた点か

らも、いろいろと不思議に思います。

さきの共同企業体からUDSっていうのは、今回は抜けて2社だけの株式会社になってるんですよね。それでもいいんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、これは従来から御説明させていただいておりましたが、応募、事業者提案につきましては、合同事業者という形で、コンソーシアムとして応募をしてくださいと。そこで、優先交渉権者に選ばれたコンソーシアムについては、コンソーシアムが紀美野町内に特別目的会社を設立して、その特別目的会社と町は契約するという形を取っております。その中で、今回、契約議案にも出させていただいておりますが、KIMINO STUDIESという特別目的会社が設立されました。その代表は2名おります。代表取締役が2名、共同経営者という形で合同会社SALTの代表者と、それから株式会社瀧本の代表者、この2名による会社が設立されたところです。

あとのコンソーシアムの団体はこの事業には参加しないのか、実際の事業には参加しないのかっていうのは、そうではありません。実際の設計、工事、運営っていうのは、コンソーシアムがそれぞれ役割を持ってあって、そのコンソーシアムに必ずさせるようにという保守、決まりをつくって、その届出もさせております。

ですので、代表取締役にはなっておりませんが、そのKIMINO STUDIESの下には、事業提案を行ったコンソーシアムがずらずらと協力企業と、構成企業ということで並びます。実際の工事、設計、施工、運営管理については、そのコンソーシアムの構成員である各事業者が責任を持って施工すると、そういう形になっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 最初の話合い、5人の委員さんでやったというときには、3社があったんですよね、さっきから言ってるように。そのうちの一番大きい会社であるUDSが抜けてると。だから、その時点でおかしいということにならないんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 実際のところ、コンソーシアムの構成団体は、3社ではありません。10社あります。この中で、その10社の中で設計担当、それから建設工事担当、それから運営担当という、そういうすみ分けがされております。その中で、こちらのほうも要求水準書及び募集要項では、特別目的会社を設立をすることと、町内に

設立することとなっております。その代表になるのは、最後まで、建設工事というのは、工事が終わったらそれでもう建設工事終わりになりますので、これがずっと継続的に持続可能な運営をしていただくために、契約先である特別目的会社の代表は、運営管理をしていくコンソーシアム構成会社が望ましいという形で募集を、募集というか要求をしておりましたので、そういった形になったというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） さっき、課長言われたKIMINO STUDIESですね、この会社が設立されたのは、8月の27日、今年の、先月ですね。今の状況、いろんなことを進めていく上で、この決まった後にこの会社が設立されていると、その辺から言うても、いろいろと矛盾があるのと、さっきのUDSが抜けたことについての判断、その選考委員会について十分であったんかどうか。それはどうですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 選考委員会の段階では、まだコンソーシアムの段階です。

そこで、優先交渉権者になった場合は、失格もありますから、優先交渉者になった場合は、特別目的会社を設置しなさいという形を取っておりますので、優先交渉権者を決定する選定委員会の時点では、まだ会社は設立されていません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 最初に応募したという、SALT・UDS・瀧本共同企業体ですか、そこのメンバーが変わっていることについて、この3社でもって選考委員会はよしとしたと。それから内容が変わってるんですから、それに対して選考委員会はそのまま通してやるんですか。

しかも、今現在言われているKIMINO STUDIESは、まだそのようなことが決まった後からつくったんでしょう。最近でしょう、先月。まだ1か月もたってませんよ。それでもいいんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず一つ、認識が違うところがあると思います。

コンソーシアムは10社です。UDSも含めて10社あります。ですので、3社から1社抜けたわけでもなく、このSPC、いわゆる特別目的会社KIMINO STUDIES

I E S っていうのは、こちらの要求によって設立されるものです。

その代表者となり得るのは、後の運営管理をしていく、担当するコンソーシアムの構成事業者が望ましいと、そういう形を取ってきました。それはずっと今後続いていく運営管理について責任を持たせるためです。

じゃあ、設計であるとか、建設工事について、コンソーシアムとして提案してきたものが、じゃあ、もうしないのかっていうと、そうではありません。そういった、どの企業が何を担当する、設計を担当するのか、建設工事を担当するのかっていうことを明白にさせて、それは提出させております。

ただ、特別目的会社、いわゆるそのスポーツ公園の設計・施工・運営を目的とした会社を町内に設立させて、そこを通して全て事業を行っていく、こういうスタイルになっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これ、しかし、誰が見てもおかしいというふうに思われるん違いますか。こういうふうなことで、会社ができてないうちに、その話が進んでいて、そして町が要求してですか、会社つくれと、そこに請け負わせていくという、普通の請負事業としても、これはなかなか理解できやんもんだと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） この特別目的会社を設立して、コンソーシアム団体に事業を行わせるというか、担当させるっていうのはこれはもうP F Iの形と、スキームと同様でございます。

一つ違うのが、民間資金を活用してするのか、それとも公的資金を活用して、投入してするのかっていうところが違うんですが、今回の場合はスキーム自体はP F Iの形を採用し、それから資金については、こちらの公的資金を投入する、いわゆるP F Iの類似型という形で行っております。

先ほども申しましたとおり、それぞれコンソーシアムの団体がこの事業を、実際の事業を、設計であるとか建設、それから運営であるとかを提案者であるコンソーシアムの構成員がさせるっていうことは、これはもう連結協定書を提出させて、確約されております。

ですが、その責任について特別目的会社を設立させることで、それが集約化されると。

そこにDBOを発注して事業を行うことで、持続可能な運営を前提にした設計であるとか、その設計にも運営会社は関与して、運営担当のところは関与しながら、設計にも関わり、それからその設計に基づいて建設会社も関わり、効率的な施設を建設して、その下で運営管理を担当する者が運営をしていくと、そういう形でございますので、特別目的会社を設立させて、そこと契約させることっていうのはメリットがあることだと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これじゃあ、何でもありですね。決まった、その公正性っていうんですか、そういう点でプロポーザル自体が私もおかしな形態だというふうに思うんですけども、やり方だというふうに思うんですけども、これでは納得してもらえやんの違いますか。プロポーザルに対するいろんな問題もあちこちで起こってるようなんですけれども、それで今言われてるということが、我々この紙面から見られん何かがあるのやと。そんなもんちゃんと公表するべきじゃありませんか。それから、事業について最高限度額的なものはあるはずなんですけれども、それは幾らですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほども申しましたとおり、このプロポーザル方式というのは、もう一般的に地方自治体でも用いられている手法で、業者選定の方法であります。公平性に欠けるという部分につきましては、先ほど申しましたとおり、広く事業者を募集して、参加事業者を募っていると。結果として、1団体でありましたが、問合せは幾つか、多くありました。その中で、広く募集をしているというところで、公平性には欠けているとは考えておりません。

また、その中で最高限度額っていうのは、うちの町が提示する事業費であると思いますが、設計と施工で14億円という形です。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私言ってるのは、公平性もですけども、公正性についてどうであるかということなんですけれども、公正性。こういうふうな点で、問題は後から、次から次から出てくると。最初にいただいた資料はこれで3社しか載ってないんですよ。これが10社あったんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 多分、今見ておられる資料というのは、基本計画をつくるためのプロポーザルに参加されたところと違いますでしょうか。

基本計画が令和５年に、それをプロポーザルにより、基本計画の作成支援という形で、基本計画の作成支援、これはもう実施ではありません。その中でプロポーザル方式によりその３社が提案者となって、いろいろな調査であるとか、そんな、こちらが計画を策定するための支援をしていただいた会社だと考えてます。その３社は。

その計画を基に、こちらのほうで今度は実施に至る、実施するという段階において、さらにまた、ＤＢＯのプロポーザルを今年度行ったところです。その応募者がコンソーシアム１団体であって、その基本計画の支援をしていただいたその３社も含めて、あと７社を、全１０社のコンソーシアム団体として応募をされたと。選定委員会において審査をした結果、優先交渉権者に選ばれた。そういう形でございます。だから、その３社とおっしゃっておるのは、この建設、設計施工、それから運営ではなくって、基本計画をつくる段階の支援の会社では３社、ＵＤＳを含めてその３社になっております。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 設計から工事、そして、最後に運営までを１社がやるという、そういうＤＢＯっていうんですか、ＤＢＯ方式っていうふうに書いてますけども、それが、今言われてるんでしたら、設計は設計だと。終わってるんだと。新たに、また今後会社を募集したことになるんですか。１０社になったっていうのは。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 少しちょっと違うところがございます。設計はまだ終わってません。設計、それから建設工事、それから運営管理、これを含めて、今回プロポーザルを募集して、優先交渉権者を決めていただいたっていう形です。前回、その今おっしゃってる３社が一つの団体分で、うちの基本計画の策定に関与していただいた、支援をしていただいたっていうのは、設計ではなく、計画の策定です。ですので、設計はまだこれから。この議案でも出させていただきますが、この議決をいただいたと同時に、それは始まっていくことになります。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ちょっと、私理解できません。普通は、これは一般競争入札で物事を進めていくんだと、これもう一番公平公正っていう点が担保されてると思うんですけども、こういうふうな計画で、分からんところで話が進められて、事業の計画は、このように私たちは見せていただきました。その計画が、これは計画であって、あと計画とは、またその以降のものは違うんだという、その辺についてはどのように考えたらいいんですか。何でもありですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） その計画は昨年度、今年度に食い込みましたが、5月の時点で計画は策定はしてます。その計画に基づいて、募集要項であったり、要求水準、要求水準書を公表して事業者を募ってます。ですので、その計画に準じた、要求水準に準じた設計施工・運営管理を行っていただくということには変わりはありません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） すみません、先ほど5名の選考委員会ですか、がつくられたと。うち2名は町の幹部の方々がなられて、あと3名外部の方がいたと。それは大学の経済学部の方ということでしたけれども、その3名の方々の専門は何ですか。それぞれ教えていただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、3名のうち1名は和歌山大学経済学部教授で都市と農村交流及び地域連携コーディネートの知識を有している教授でございます。それと、もう一人、顧問弁護士につきましては、弁護士ですので、法律的なことを、専門知識を有している者としてお願いをいたしました。また、もう1名、一般財団法人和歌山社会経済研究所からお願いしたことにつきましては、地域経済について幅広い知識を有しているという意味合いから審査員、選定委員にお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その3名の方々は、設計とか建築とか、そういうふうな専門家はいてるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 建築の専門ではございません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） あと、いろいろと、それと今言われてるところは、プロポーザルはいつ公募してそれが決定したんですか、KIMINO STUDIESに。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） プロポーザルの募集は、6月14日から7月22日にかけて広く募集をかけました。

その期間に、先ほど申し上げました1団体のコンソーシアムの応募があり、8月9日に、先ほど申しました5名の選定審査員の下、選定委員会を開催しました。

プレゼンテーション審査を行った結果、事業を行うコンソーシアム団体として、そこで優先交渉権者に認められたという経緯でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そうすると、8月の5日にプロポーザルの会社が決定したんですか。8月の9日ですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） プロポーザルを行った8月9日に、審査により優先交渉権者として、当該コンソーシアム団体が選ばれたという形です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） KIMINO STUDIESっていうのが設立されたのは6年、今年の8月の27日ですね。だからその段階では、この会社はまだできてないでしょう。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ですので、募集の段階からコンソーシアム団体として提案はしてくださいと。優先交渉権者に選ばれたコンソーシアム団体は、町内にSPCを設立することを条件としてます。ですので、選定委員会で選ばれた時点では、まだそのSPCは存在していません。ですが、そのSPCに関わるコンソーシアム団体がそこで選ばれたということで、コンソーシアム団体がその会社を設立しなさいと、その後に設立すると。8月28日に設立が完了したと、そういう形になってます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これ、今までたくさんのうちの町内の請負をされてる方々、仕事がなくって、かなり会社を閉めてるところもあるわけですよね。そういうふうな方々はこんな請負をやって皆さん納得できますかね。

このプロポーザル自体に問題があるん違いますか。それを実施することについて、町の姿勢というのが問われるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） この大きな事業でございます。持続可能な施設を造っていく、そして運営していくという形の中で、以前から申し上げておりますが、DBO方式という形が、運営も含めた、運営することを前提に、運営しやすい施設を造っていただいて、ずっと運営していただくと。そういったことを望んでこういった方式を取ったものでございます。

この建設工事であるとか、建設工事ができて運営が始まったときにつきましても、できるだけ町内事業者を活用していただくようにということで、条件をしております、それについては了承はしていただいておりますので、町内事業者の方もこの建設、それから運営に関与していただけたらと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 入札に関する議案も提案されているわけでございますけれども、今、そういうことでKIMINO STUDIESも、この紀美野町で会社を開いたと。しかし、中身の方々はこれ町外の方でしょう。実際にやられてるのは、そのKIMINO STUDIESの2名じゃなくって、もっとほかにおられる方々がいてることなんですか。このKIMINO STUDIESっていう会社は、実際どんな内容ですか。もう一回それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まずKIMINO STUDIESという会社につきましては、特別目的会社、いわゆるSPCとして設立されております。ですので、特別目的会社でございますので、スポーツ公園の設計、建設、それから運営、これ以外の業務といいますか、それはできない、それに特化した会社となっています。ですので、先ほども申し上げました、そのコンソーシアムの構成団体、それは実際工事を行ったり、設

計をしたりっていうところでございますが、そこは町内に設立されたＳＰＣからの発注を受けて、それでそこが実際に施工を行っていくと、そういう形になっております。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 中身がほとんど分かりますよね。２名しか名前が上がってきてない。この会社、実際に２名だけで、設計も、今言うようなことができることないんでしょう。幾らでも、まだその下にあるんだよという、一体どこに本体があるんですか。公平性、公正性という点で、これは正しいんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 御説明が不足していたようですので、先ほどのコンソーシアム団体、コンソーシアムとしてＳＰＣの下で施工が確約されておる、役割が確約されておる会社を御説明させていただきます。

設計工事監理業務については、ＵＤＳ株式会社、それから合同会社岸本姫野建築設計事務所の２社でございます。

それから、建設工事につきましては、東亜道路工業株式会社大阪営業所、それから太陽工業株式会社、バンドー設備工業株式会社、株式会社ヨシダイインテリア、株式会社加治佐の５社でございます。

運営業務につきましては、合同会社ＳＡＬＴ及び株式会社瀧本、また株式会社ＳＰＬＹＺＡ、この３社が実際の業務を行っていくと、そういう形になっております。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 監査役は、監査はどうなんですか。この会社の監査。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 会社自体、監査自体は会社の下でされると思いますが、こちらのほうから公的資金を投入して、そこを通して発注しておりますので、そういった諸表というのはこちらでも確認することとなっております。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 会社を設立した以上は監査役っていうのは要るんじゃないですか。そんなええ加減なことやってるんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 1 1 時 5 3 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 5 8 分）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 法律上ですが、監査法人をつけるということは任意となっています。ですが、そこら辺の透明性を高めるために、公認会計士を必ずつけるように。それと、町からもお金、その会社を通して設計施工、運営していきますので、諸元についても毎月提出して、1年に1回の決算を提出するように義務づけています。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 1 1 時 5 9 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 2 9 分）

○議長（美野勝男） 1 1 番、美濃良和議員。

○1 1 番（美濃良和） 先ほどお聞きしてる中で、監査役をというのは要らないのか、方針はどうあるのか知りませんが、それどうですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 監査役、SPCの監査役の件ですが、KIMINO STUDIESは会社法に基づいて設立されたSPCでございます。会社法では、取締役会を設置しない場合は、原則、監査役は設置する必要はないとされております。

取締役会を設置するには、最低3名の取締役が必要となっており、したがって、取締役が3名未満の会社には自動的に監査役を設置する必要がありません。

このKIMINO STUDIES、監査役、2名でございますので、設置する義務

はないということでございますが、しかし会計の透明性を担保するために、公認会計士により諸元等を役場に提出するよう求めています。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 監査役も要らんと、それでいいんですね。

それは、2名やったら要らんと、3名やったら要るっちゃうことですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） おっしゃるとおりです。3名、取締役が会社法に基づいて設立されたSPCについては、取締役が3名以上の会社については、取締役会というものを設置しなければならないということです。取締役会を設置した場合は、監査役は必ず設置しなさいとなっております。つまり、取締役が3名未満の会社は監査役を設置する必要がなくなるということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それで、この会社がやっていくということでございますけれども、先ほどからちょっとお話の中に出ている特別会社、それから現在KIMINO STUDIESという、通常の株式会社ですか、この辺の関係はどうなんですか。株式会社は何やってもいいと、ここの目的内やったらいいんだと、そういうことなんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 特別目的会社の設立については、合同会社であるとか、株式会社であるとか、どちらでもそれは設立することはできるんですが、この場合、KIMINO STUDIESは株式会社を選択して株式会社KIMINO STUDIESを特別目的会社として設立したということで、目的に応じた会社経営をしていくと、そういうことでございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それからもう1点、10万円の資本金なんですけれども、これは2人の配分ですね、2名の方が、尾形それから瀧本っていう方ですか、その辺のところは、どういうふうに配分というんですか、誰が出しているか、その辺のことについてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 尾形氏と瀧本氏、どちらも共同で代表取締役になっております。聞いたところ、半分ずつと聞いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それから、先ほどから聞いているように、もう一度確認しますけども、会社の設立は8月の2日と、それからこの運営の計画ですか、計画を立てる時点とか、あるいは入札の時間等ですね、その辺について8月の27日に設立した会社に請負をさせてもよいということで、それはいいんですね。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） この会社の設立日は令和6年8月27日ですね。設立につきましては、先ほども申しましたが、募集要項でもうたっておりますが、事業提案をしてきたコンソーシアム団体で優先交渉権者に選ばれた者は、協議を経た上で特別目的会社を設立して、その特別目的会社と契約をするというふうな形になっておりますので、それはもともとそういう形で募集もしておりますので、それは問題はございません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） コンソーシアムでは、その特別目的会社をつくってということでありましたけれども、このKIMINO STUDIESは特別目的会社なんですか。普通の株式会社じゃないんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 特別目的会社でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長にお聞きいたしますけれども、何にしてもプロポーザルというやり方、随意契約で物事を進めると、これについては非常に町民の皆さん方からも、それはどうなってるんよってというふうな見方になってくると思うんです。今後、プロポーザルについてどう考えておられますか。普通の公募した形で一般競争入札と、これが一番民主的な方法だというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員から御質問いただいて、それは当然、ものによるわけで

すね。ものによるというのは、今建設中の消防庁舎建設っていうことやってますね。これは設計は設計で設計会社側にお願いしましたと。それに基づいて入札して建築業者が決まりました。出来上がれば、そこは今後は消防職員が入って町で管理運営をやっていくと、そういったものは非常に分かりやすい例えですね。今回の、スポーツ公園のリニューアル事業っていうのは設計、建設、管理運営で、やはり大事なものは今後十数年、20年と運営していく管理運営が大変大事なものであります。管理運営をしっかりとしていくために、じゃあ、どういう建物、どういう設計が、どういうものを造ったら、これが皆さんにうまく利用していただけるかっていうことも含めた上で、今回DBOという方式を採用したということです。設計、そして建設、さらに大事な管理運営を総合的にお任せする会社をとということで、それをプロポーザルで提案してくださいということで提案していただいたと。それが内容がこれであれば、皆さんにも、町民の方々にも、多くの皆さんにも利用していただける、喜んで活用していただける、また地域の活性化にも資するものであると、そういうことを確認できたので、プロポーザルいただいたその業者を優先的に交渉権を持った業者という形でしてるわけですね。

その上で、先ほどから教育課長が説明いたしてるように、このコンソーシアムというのは10社、先ほど説明いたしました。今後は、SPCということで特別目的会社、その目的っていうのは、もう全てスポーツ公園の特化した設計、建設、管理運営、そういったものをするための特別会社をつくっていただいて、そこを進めていくということでございますので、今回のこのプロポーザルの進め方っていうのは、通常の建物を造るとか、道路を造るとか、そういったものとは、やはり違う点がございます。

先ほど最初に申し上げたように、この目的に沿った形で進めていくということでプロポーザルを選択して進めているわけでありまして、それは教育課長も説明いたしましたように公平性、透明性も確保、担保できると、そういうことで進めておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 御理解できかねますけれども、次に移りたいと思います。

本当に随意契約でこんなものをやるっていうことは、非常に多くの町民の皆さん方からも不信に近いものを思われる方もおられるかというふうに思います。やっぱり一般競争入札ですか、そういうふうな方向で検討してもらいたいと思います。

食料自給率の向上について、先ほど答弁いただきました。

これは、あの一件から、ウクライナへロシアが攻め込むという、とんでもないことを始めたあの頃から食料難というふうなことが言われ出しましたけれども、それより以前からこの問題起こってるということなんですよ。もう世界の人口っていうのは50億って言われたのが、今もうこれから50年、2050年ですか、には70億を超えると、そういうふうな方向に向いているというふうなこととか、日本の生産農家がどんどん高齢化してきてるんですよ。そういう中で生産力が落ちてきてる。それに対して、先ほど課長さんも、今38%、カロリー計算ですね、カロリーベースで。和歌山は28から30に上がったんですよ、というふうに説明だったんですよ。

それでありましてけれども、今後さらに下がっていくと。世界では農産物をどんどん増やさなければならないという施策を取ってるおります。今、日本では、生産コストが上がってきたものは、消費者に見てもらったらいいんだと、価格の引上げということについてなっていくようなことが今、先ほど言われた、何ですか、昔の農業基本法じゃなくて、新たな法律ですね、そういうふうなことで言うてると。こういうふうなことについて、やはり生産者をきちんとしなければ消費者にその影響が来ってしまうということから考えても、生産者を増やすために、国として生産者を守る。価格保障とか所得補償とか、その点が必要ではないかというふうに思いますけれども、それはどうなんですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） その所得補償とか、そういった細かい部分っていうのは、それぞれ米であれば日本版の直売、中山間のそういった特定支払交付金であったりとかそういった制度はございます。

先ほども一番最初の質問でもございましたが、そういった施策について、今後、国、それから県において打合せ等ございます。そういったときには町村会を通じたりとか、そういったところに食料自給率の向上に向けての要望であったり、そういったことは話をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ちなみ申し上げますけれども、農業所得に占める直接支払いの割合っていうのは、イギリスは53%、フランスは64%、ドイツは77%、EUは28か国の平均でも50.4%と、平地のこの少ないスイスでは92.5%、フィンラ

ンドは145.8%なんですよ。先ほど課長さんも言われましたけども、日本は30.2%というふうに非常に低いんですね。そういうような数字であるがために、農家の収入が減ってきてる。実際、1960年、昭和の35年に70%あった自給率が現在38%というふうなことになってしまったのも、ここに問題があるかというふうに思います。

そういう数値的なもの、先ほど課長の答弁の中でも、国は自給率を上げることにについての計画を立てたと。しかし、実践されなかったということでありましたが、これは閣議決定で済まされてるんですよ。国会の場ではっきりとそのことをやっていくという数値目標と、それから実際にどうやったかということについての確認が必要かというふうに思います。

そういうふうな点について、きっちりと申し上げて、今やってるような本当にまやかしですよ、高齢化したらスマート農業にしたらいんだと。今、圧倒的に農家は高齢化しています。70代、80代が中心になっているようなところで、そういうふうにスマート農業をするようなことができるんかどうか、それはもう理屈、机上の空論でしかないというふうに思います。その辺について、国に向けて進めていくことが必要かというふうに思いますが、これについても一言、町長お願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員にお答えいたします。

ただいま美濃議員がこんなして御心配して、いろいろ数字とかを出していただいて、現状はこうであるということを我々も数字でお示しいただいている、心配されてることは、我々としても本当にありがたいことであると思います。ただ、町としてできることと、できないこと、これはもう国サイドでやってもらわんことには難しいということはあるとは思いますが、町とすれば、町で、それこそ農業が遊休農地が増えていくとか、耕作放棄地が増えていってる、この現状を少しでも打開していきたいということで、いろんな施策をやってるということでもあります。

当然、それは町としてやっていくわけなんですけど、できることはやっていきながら、また課長が申したように、国にも働きかけていくと、そういった面で進めていきたいなと、このように思ってます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 紀美野町は自給率27%というふうに言われておりますけ

れども、国全体の農産物の自給率が上がらなければ、紀美野町民が食べるものがなくて、幾ら所得があっても、収入があっても生活できないことになっていく心配があります。その点で、ぜひともその辺をよろしく願いして、次に移りたいと思います。

防災行政無線の戸別受信機であります。

先ほど総務課長さんから、四つの方法でしたか、いろんなアプリとか、メールとか、ホームページとかっていうことで答弁いただきました。しかし、これも高齢化が進んで全体で50%、高齢化率が50%でしょう。地域によったら80%、あるいは100%というふうな地域もあるかというふうに思うんですけれども、そういうふうな方々が今言われたようなアイテムっていうか、ツールっていうんですか、そんなものが使えるかどうか。やっぱり耳で聞くということが必要かというふうに思いますけれども、戸別受信機が必要ではないですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 最初の答弁でも申し上げましたが、携帯を使ったアプリであったりフリーダイヤル、電話をしていただくっていう行為であったり、事前にメールを登録していただいて、そこに情報を配信する、もしくは防災無線で放送した内容をまたホームページ上でも見ていただけるような、四つの、そういうふうな伝達の方法とこのを今一生懸命推し進めているところです。

議員、その心配されている高齢化で使えるのかということですが、もちろん、いろいろな形で得意・不得意もありますし、スマホを持ってない、持っていらっしゃる方もいろいろいらっしゃると思います。私どもはできるだけスマートフォンでの、例えば先ほど申し上げました、操作の研修会等を行って、スマートフォンでもアプリを利用できるということもありますし、もちろん電話で自動応答で放送した内容を確認できるということで、電話機を操作して聞いていただきやすいようなシステムも構築していきますので、そちらも積極的に御活用いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろと考えていただいているというふうに思います。

しかし、それが苦手というような方々もあったりするかというふうに思うんですね。以前聞いたら、デジタル化した防災行政無線とアナログ時代の防災行政無線では、この戸別受信機のお金が10倍もするんだと。アナログだったら何千円で済むところが、デ

デジタルの方法になってきて、数万円かかるというふうなことで聞いたことがあります。しかし、今言ってるように、この四つの方法を使える方もございます。使えない方々が心配なので、全戸にっていうふうなことではなくてもいいかというふうに思うんですね。例えば100戸だけに対して、年間に対応するというふうなことについて、考えてもいいんではないかというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほど美濃議員の御質問の中でもありましたが、デジタル化したことによって、確かに戸別受信機の機器の費用というのは高くなっております。プラス、デジタル化した電波帯が60メガヘルツ帯ということで、電波の特性上、室内には受信しづらいというような特性を持っております。

どうしても、その戸別受信機単体を設置することによって簡単に聞けるものではなくて、付随するアンテナの設備であったりというのも、費用的にはかさむところであります。

議員提案の100軒だけでもということですが、どの状態を聞ける、どの状態を聞けないという、ちょっと線引きもちょうど難しいような感じにも捉えておりますので、現在のところは費用がある程度かかるということで、なかなか戸別受信機の貸出しというのは難しいというふうに現在は考えております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今現在でも、どうしても防災行政無線が聞こえないところについては戸別に設置してますよね。その延長というふうには考えられないんですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） どうしても、その基準が曖昧で難しいのもあります。美濃議員言われるように聞こえないということでもあります。例えば高齢者等避難を発令されますと、テレビであれば、テロップのほうへも表示されるようなこともありますので、そこら辺も十分普段から御注意をいただいて、万一の場合に備えていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 命を守るっていうことは、町にとって課せられた個別的業務でしたかね、その最たるものであるというふうに思います。

そういうふうなことから考えて、今言われてますけれども、テレビを見てくれよって

いうだけでは、私は済まされないというふうに思うんです。町として何らかの施策を取る必要があるかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 何回も同じことにはなってしまいますが、直接防災無線を聞きにくい方におかれましては、先ほど申し上げた４種類の手法を別途こちらのほうでは用意しているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） このことについて、検討するというふうなことについてはどうでしょうか。検討もできないわけですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 私からもお答えをさせていただきます。

防災無線ができた当時は、もう防災無線がオンリー、それだけでやってきた時代も随分ありました。おっしゃられるように、やはり雨風が強い、雨戸を閉めてしまったときに、なかなか放送は聞こえないということで、そういうことでフリーダイヤルを設けて、聞こえなかったらそれでお願いしたいというようなことも進めてきました。

さらに、また今スマホが普及してますので、スマホで同じような聞けるようにということで、それもやってるところでありますし、また先ほど総務課長言うたように、最近やっぱりテレビでもそういった情報がどんどん流れるようになってきてるってことで、いろんなそういった町の情報をキャッチする方法・手段っていうのはどんどん増えてきてると、このように思っております。

今議員言われたように、検討はどうよっていうようなこともあります。我々とすれば、どうしたらもっともっと届くかっていうことは、いろんなことをしっかりと考えていきたいとは思っておりますので、今ここで、申し訳ないんですが、戸別受信機を検討するっていうことではなくて、どうしたら情報がうまいこと皆さんに届くかというあたりも、総合的に検討は、そういった検討はしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 次に移ります。次の庄原・蓑原橋付近の防災対策ですね、進捗について、いろいろと県との協議してもらったということですか。

これについて、さきに聞いたんでは、鮎の時期が済まなければ、川も触れないという

ふうなことが一つの問題であるというふうに言われました。

これについては、やっぱり浚渫、今、庄原のほうを見てみましたら、県道のほうから土が崩れてきてるというふうなことが目に見えるんですけども、何にしても、あの浚渫して、砂利を取ったけれども、結構今またたまってますよね。そういうふうなことから、浚渫は取りあえず進めていくってことは必要ではないかというふうに思うんです。

それと、さきの答弁でちょっと聞こえなかったんですが、山から来る、これは庄原ですか、山から来る水が県道を越えて、人家のほうに入ってくる。これについては県と話がついて、その下流に向けてというか、川に向けて水路が確保されるようなことになってきたというふうな、言われましたかね。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、浚渫、庄原地区の含めた浚渫につきましては、町内の各所を県のほうに毎年要望いたしまして、特に昨年起こった災害を含めて県のほうには強く要望しておりまして、その浚渫の時期につきましては、河川は非出水期10月16日以降の日付の中で、県が実施していただけるというふうにはお伺いしてございます。

続いて、先ほど庄原地区の水路の改修につきましては、庄原地区にあるため池ですね、ため池からの側溝のほうに流れる谷川があったんですけども、それが水路としての、ほぼ谷川ってということで荒れた状態になっておりましたので、水路が流れやすくするための改修工事を行ったと、町のほうで実施したということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろと御努力されているということは分かりましたけれども、今の答弁で、浚渫ですよ、これはもう庄原もあるし、あるいは菟原橋付近、あるいはほかにも、毛原行っても、あちこちに水に近いところに家があるところは、そういう心配されてるかというふうに思うんですけども、これについて県のほうはどのように対応すると、そういう答えがあるわけですか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 浚渫の事業につきましては、そういう被害であったり、その浚渫の河川の状況を町のほうでも確認をし、また県のほうでも確認していただいて、対応していくべきところからやっていただくということで協議を重ねて決定していった

いるというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 対応すべき、しなきゃならないところからと言いますけども、本当に皆対応しなきゃならないところがこの町にはたくさんあるわけで、そのところですね、順番にっていうふうなことになるきたら、やはり住民の方々も納得できないというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、美濃さんの言われたように、町内各所に堆積砂利等の除去をする箇所が多くございます。そういった箇所は全て県のほうに報告しまして、要望という形で行ってございます。それで、県のほうでも当然予算というものが必要でありますし、そういった中で、県と協議しながら県のほうで決定してやっていただくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、さきの答弁の対応すべきところからっていうんじゃなくて、全体的に進めていただけると、そういうふうなことに理解してよろしいんですね。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、当然全ての箇所を要望していくという対応でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それはもう分かってるんです。町は全町の皆さん方の命や財産を守ることが最優先ですから、言っていたらと思うんですけども、県のほうの対応です。

先ほど、県が対応すべきところからというふうな答えであったということでしたから、それは対応すべきところっていうのは、もう本当にうちの場合は至るところにある。先ほど、私の質問もその庄原、蓑原橋とか、そういうところを含めて、全体的に

うちの町はそういう大変なところが、対応するべきところというのは、もうその全部分に当たると。そういうことで、県のほうにも申入れ、そして県のほうからもそういうことを強く求めながらやっていってもらおうと、そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） そういうことで結構です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 次に、万博問題ですけれども、これ全校が行くような話でありましたけれども、これ行って事故に遭うたら責任は学校が取るんですよね。学校とか、先生らが。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 万が一、爆発によって、爆発が起こった場合の責任ということになるんですが、学校では必ず保険というものに入っております。責任問題というよりも、その保険でその損害をカバーをすることになると思いますが、訪れた場所の何かの不具合で事故が起きた場合は、そこの管理責任者が責任を負うということになるのかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それはちょっと、危ない、危険性高いんですよね。だから、危険性高いところに行くのに、遭うたら保険でって言われたら、保護者は怒りませんか。

しかも、教育旅行って言いながら、いつ行っているのかとか、あるいはどこのパビリオンに入っているのかって、これ向こうの指定らしいじゃないですか。こっちの学校で、このパビリオンへ行って勉強していきたいっていう、そういうことは言えないんでしょう。しかも、バスの発着場へ行って、降りて、そこから約1キロほど歩かんなんでしょう。5月以降って、日はまだ決まってませんし、いつ言ってくるか分かりませんけれども、暑い中子どもたち、特に小さい子どもたちにとって1キロもああいう暑いところ歩いて行かなきゃならない。しかも、キャッシュレスですから、お金入れたらジュース買えるって、そんなんじゃないんですよね。

だから、言われてるんが、そういう心配あるのやったら、水筒を二つか三つ持ってこいと、こんなこと言うてるそうじゃありませんか。そんなんでもいいんですか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉）

美濃議員の再質問にお答えします。

まず、この万博っていうのは、来年４月から１０月ということで、中身については世界の最先端技術に直接触れる機会になるということで、貴重な機会であるというふうに捉えてはおります。ただ、今議員がおっしゃったように、駐車場から結構遠いっていう話は私も聞いてます。しかも、内径が２キロあるということもありまして、一応学校としてはエントリーの期日が決まっております、そこに取りあえずエントリーしておくということで、もちろん小さい子どもたちについては、引率の問題であるとか、歩く距離の問題であるとか、いろいろ出てきますので、全校の生徒が参加するとは限らないというふうなことも聞いております。

だから、まだエントリーをしているだけのことで、全てそのとおり参加するかどうかというのは、まだ今後のいろいろな情報を待ちながらということになろうかと思います。

ただ、メタンガスで３月に爆発が起こったということで、ニュースでも言われましたし、皆心配になってるということで、県からも万博の協会のほうへ申入れをしまして、安全対策、先ほど教育次長のほうからも申し上げたと思うんですけども、いろいろメタンガスの濃度を測定をして、ずっと毎日今でも測定してるようですけども、その濃度が規定値以上になるところはきちんと公表して、その規定値以上になるところをどうするかということで、先ほど強制的に換気するとか、その場所ですね、安全を確保するというのを聞いています。

そういったことを見ながら、今後学校も検討していくと、もちろん安全ということはもう前提になりますけども、検討していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）

１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）

子どもたちのことを考えていただいてありがとうございます。しかし、県の万博協会申入れに対して、向こうは一部の換気対策と探知機の設置ということしか答弁がなかったらしいですね。

もう、何十本で利かんですかね、煙突を立ててガス抜きをやってる中で、そういうふうな事故があったと、爆発があったと。それも、すぐにそのことの報告があったんじゃない、しばらく隠してたみたいなんですよね。できるだけそういうことのない、評判が悪くならないようにということなんでしょうけれど、これが本当にどこまで万博協会が真面目に考えてくれるのかということについては、非常に心配するところです。

大丈夫って言われたところでも、ガス濃度1.5%ですか、超えたところが結構あったみたいですし、今後もそのことについて目に見えませんか、ガスは。そういう心配がありますから、そのところ十分に検討してもらいたいし、もう私はこういうふうなところには行かすべきではないと思う、教育長言われるように、世界のトップのことを勉強できると言いますけれども、自分の行きたいところへ行けないんですからね。

パビリオンは向こうの、どこへ行ってくださいっていう、その指示の下にしか行けない。しかも、もちろん日にちもそうですし。今後いつになるか分かりませんが、暑い中、こどもたちが1キロも歩いていかなきゃならない。弁当を食べるとこもないそうじゃないですか。

大体、ガスの心配があるから夢洲の中では調理は行わないそうですね。そういうふうなことで、いろんな点から考えて問題のある施設、これに大事なこどもたちを行かせていいのか、またその責任も、当然起こってきます。向こうが持たないようですから。そんなことから、紀美野町は参加しないという方向に考えていただくということについて、もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） ありがとうございます。安全は最優先であると思いますので、エントリーして、そこからどうするか、安全の面とか、暑さの面とか、あるいは距離の面、いろいろあると思いますので、そういうことを総合的にいろいろ考えながら学校とまた話し合っていきたいと思います。

○議長（美野勝男） 以上で美濃良和議員の質問を終了いたします。

続いて、2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） それでは、2点質問させていただきます。

人口激減の中での職員の人材確保と待遇について。

現在、紀美野町の人口減少は県下一になっており、将来の財源の確保、サービスの維持、ほかにも厳しい行政を行っていかなくてはならない状況です。その中で働く職員はとても重要で、職員のやる気、向上心が町民の安全・安心な暮らしにもつながってくると思います。公務員は職場も安定していて、就職希望者が多いようですが、ほかの県や市の職員で中途退職される方も多くなっているそうです。優れた職員ほど、待遇のよいところに転職されるそうです。

厳しい財政の中で、よいサービスを維持していくためには、志が高く、主体性を持った職員が必要だと思いますが、どのように人材を確保されていますか。また職場環境や待遇についてどのように考えて実施されているのかお聞きします。

2点目、人口減少に伴い自主防災組織と消防団の関わりと役目について。

町民の方々の災害に対する意識は非常に高くなっておりますが、自主防災組織の活動には温度差があるのが現状です。地区によっては、紀美野町自主防災組織設置要綱第4条の規定によって、組織図すらできない状況となっております。人口減少に伴い、紀美野町自主防災組織設置要綱を改正するつもりはあるのか、見解をお聞きします。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(美野勝男) それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) 私からは、中原議員の1問目の人口激減の中での職員の人材確保と待遇について、それから2問目の人口減少に伴い、自主防災組織と消防団の関わりと役目についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、1問目の人口激減の中での職員の人材確保と待遇についての御質問にお答えをさせていただきます。

当町では、人材育成基本方針を策定し、「住民と行政がともに力を合わせて地域づくりに取り組むまちづくり」を基本理念に掲げています。これは住民と町の職員が手を携え、ともにまちづくりに取り組んでいくことであり、その先導役である職員には、責任感と誇りを持ち、地域の担い手として、意欲と行動力ある職員の育成に努めているところです。

また、職員採用募集時には、町としての求める職員像を示し、志を同じくした職員を採用しています。

次に、職場環境や待遇についてですが、職場環境については、多様な働き方としてテレワークの導入、残業を減らすためDXによる業務の効率化の推進、職員自身のストレスへの気づきやメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を目的として、ストレスチェックを実施しています。

また、昨年度から不安に感じることなどの相談や心身ともに健康に過ごせることを目

的として、採用後3年を経過していない職員で希望する職員に衛生管理者との面談も実施しています。

待遇につきましては、国・県の人事院勧告に基づいて給与改定を実施しており、昨年度においても、給料表の増額改定、期末勤勉手当率の引上げを行っています。

今後も、多様化する住民サービスに対応できる人材の確保と職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善、人事院勧告に基づく適正な待遇改善に努めてまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、一つ目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2問目の人口減少に伴い自主防災組織と消防団の関わりと役目についての御質問にお答えさせていただきます。

各自主防災組織ごとの防災意識の格差、各組織が抱えている組織編成の困難さについては、役場としても把握しているところです。

昨年度の実績を参考にしますと、下神野地区、上神野地区、福田地区、国吉地区、下佐々地区、吉野地区、志賀野地区など、訓練を行っている組織もありますが、全ての地区が訓練を実施できている状況ではありません。役場からは、防災についての情報を共有、発信することで、防災意識の向上に努めているところです。

高齢化などにより組織編成が困難な地域につきましては、組織の広域化や役職の兼務など、地域の実情に合った組織編成をお願いしております。

また、紀美野町自主防災組織設置要綱第4条におきましては、「消防団員は自主防災組織の設置指導及び育成に当たるものとし、原則として自主防災組織の構成員とはならない。ただし、地域の事情等により参与、顧問等になることは差し支えない」としており、消防団員の方にも、地域の防災リーダーとして自主防災組織に積極的に関わっていただきたいと考えております。

自主防災組織の組織編成に関しましては、各組織が地域の実情に鑑み、柔軟な対応が可能なよう、定めておりますので、自主防災組織設置要綱の変更は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 答弁ありがとうございます。それでは1問目の再質問させていただきます。

私は自然栽培農家です。直接肥料もやらず、農薬もやらず、作物を作っております。そのときに、農作物の指導を受けに来た人たちによく聞かれるのが、どうやって野菜を作っているのですかっていう質問をされるんですけども、私は野菜を作っているわけじゃない、野菜を作る環境をつくっているっていう答えをします。

実際、私のこどもも環境をつくって、よりよい環境をつくって、4歳の息子がいてるんですけども、すくすく育っています。私たち人間も、仕事も一緒やと思います。環境をつくって、その個人の能力を上げていくっていうのがいいんじゃないかという思いで今まで生きてきました。

職員さんは、紀美野町民が幸せに暮らせるように、環境を整えるため、日々前線で働いていただいているのが職員さんですね。その職員が幸せでなければ、町民は幸せにならないと思います。

要は、最前線で働いていただいている職員さんがその町に愛を持って、町民にとってよりよい生活をしていただくという、本当に心から思わないと僕は町民の幸せはないと思っています。なので、僕はこの質問をさせていただきました。

町長にお聞きします。

よい職場環境とは、どのようにお考えになられているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 職場環境ということもありますが、先ほど総務課長が答弁したような、もちろん志が高い、公務員としての資格も責任感も大事である。我々はチーム紀美野でありますので、互いに力を出し合って、1足す1は2じゃなくて、3以上になるようにという、そういったことも職員には提案しているということと、もう一つは、職場のほうの人材育成基本方針ということも言いましたが、じゃあ、どういう人材育成が大切かっていうあたりのことについても、職員同士で、職員の中でもプロジェクトを立ち上げて、1回自分らでも考えてみようよ、自分たちで紀美野町職員の職員像、こういった職員像が大切や、大事やっていうあたりを講師の先生に来ていただいて、講義を受けるのではなくて、自分たちでつくり上げていこうというような、そんな取組もやっているとということもございます。

やはり環境と言われたように、職場の環境っていうのは、大変大変大事であります。

それは、例えば仕事の量が多くてしんどいよ、でも仕事の量が多くても、みんなで力を合わせてやっていこうという、そういった環境であれば、きっとやっていけるであろうと。だから、そういったことを十分考えてやってるところでありますし、職場の環境をどうしてよくしていくかっていうあたりについては、もちろん我々は、うちも職員組合の方がいらっしゃいますので、組合からもいろんな要望もいただく、それは当然、もちろん応えていくということで、我々執行部と組合が一緒になって、よい職場環境をつかっていこうという、そういったスタンスは、常に職員にはこちらから発しておりますし、提案もいただいております。それは、職場環境っていうのは、当然、ハードもありますし、当然ソフトもあります。そういったことを両面からいい環境をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） よく分かりました。当然ですよ、職場環境をよくするっていう考えは当然あると思うんですけども、残念ながら、昨年度、暴力事件もありました。生きている中で、仕事をしていく中でストレスっていうのは当然あるもので、仕方ないものだと思うんですけども、先ほど答弁の中にもストレスチェックなど、いろいろそういう対策が取られていると思うんですけども、やはり日頃のコミュニケーションとか、職員と、上司と部下のやり取りの中でとか、あと、いろいろな事業をやっていく中で、部下が、最前線で働いている職員が上司とか町長に、言ったらいろんな提言とか提案とか、そういう仕組みがちゃんとできているのかなとちょっと思うところもあるんですね。

あと、例えば部下が上司を評価するとか、風通しをよくする方法というのは幾つか考えられると思うんですけども、紀美野町として、そういういろんな意見と、今町長も言われましたけども、いろんな意見を取り入れるとか、そういう仕組みって、はっきりそういう、例えば定期的に何かそういう会を設けるとか、課長が部下にそういう話を酌み上げて町長と直接話しするとか、いろんなパターンがあると思います。何か考えておられるのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） それでは、御指名いただきましたので、私からちょっと人事評価のところをお話しさせていただきます。

人事評価制度、紀美野町は平成28年度から導入をしております。もう今年で9年目

になるんですが、これは一番人材育成というのを基礎として、目的にしております。すなわち、組織で私たちは働いておりますので、当然、人材の育成、すなわち職員の能力の向上、これは当然のことなんですけど、組織力の向上っていうところにも大きな視点を当てて、人事評価を導入しているわけです。この人事評価の詳しい内容といいますか、それは4月に各課員が配属されますね、それをもって、課長が職員、課員に対して年間の目標を聞いたり、自分の担当の職をこうしていきたいとか、そういう年間の目標を4月、5月ぐらいにやります。これが初期なんです。中間といいますか、それは大体9月頃にするんですけど、その進捗状況であったり、そして職員さんが仕事をする上で、どんな悩みがあるんかとか、そういうものを課長が課員と面談をして、その面談の結果を私のところに来ます。私は課長と面談をするわけです。

そういう、ちょっと問題があるなとか、いろんな悩んでるところがあるのであれば、それは町長にも当然報告するんですが、それが2回目の中間です。

そして、年回りまして、2月頃には期末面談というのをやります。これも課長が課員と、その1年間の仕事の成果ですね、そういうものがどこまで進んでいるのかとか、あるいはまた、どうしてここが遅れているんだとか、そういう悩み事も含めて、聞いてくれます。それをまた課長と私が面談して、そしてまた、ちょっと大変やなと思うようなところは町長にまた報告するという、年に3回は必ず課員と課長は面談する、私が課長と3回は確実に面談するということで、それを町長にも報告してることになります。ただ、この人事評価、今は部下が上司を評価するというようなそういうシステムにはなってないです。当然、全国の自治体ではそういうところもあるというのは聞いておりまして、去年、その課長たちと話をしたところで今後、そういうところもあって、いろいろ研究はしていかないかんねっていう話はしています。

あと、今年で9年、あと2年で10年になりますので、この人事評価は今までも多少の、いろんな変えていたりとか、改善、見直し、そういうのは多少なりとも、もうしてきたんですが、やはり時代の流れもありますので、今後はもう少し、より公平性であるとか、透明性、そういうのは今でも確保はしておるつもりなんですけど、今後はさらによりよい人事評価ができる。そして当然、課員、組合ですね、そういうところとも話をしながら、この人事評価制度は見直していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは教育長にお聞きします。

学校も、当然職員働いている方がおられると思います。特に学校は、私はPTAをしていた関係で、非常に大変だなと、本当に先生方は大変なところで仕事をされているんだと、本当に思っていて、そのストレスも相当なものだと思います。

教育長として、学校職員の職場環境をどのように、環境をよくしようとか、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 中原議員の質問にお答えします。

学校の職場環境ということですね、学校現場は大変忙しくて、なかなか子どもたちと向き合う時間とか、あるいはよい授業をするための教材研究をする時間とかってなかなか取れないという話があります。そういったことを解決するために、いろんなことでICT化、事務の簡素化っていうのを、今進めております。そこで時間をできるだけ取って、そういった時間に割り振れるようなことを今進めています。

それと、待遇っていうのは、これは文部科学省が決めるものでありまして、今、教職調整額っていうのは、教員には超過勤務という概念ありませんので、4%の教職調整額を支給してるんですけども、今文部科学省がそれを13%にしたいということで、財政局に概算要求をしているということで、こういったことも職員、教員の待遇改善につながっていくというふうに思います。

先ほど副町長が言われたように、個人個人の悩みっていうのは、もちろんありますので、それは学校でもそういった人事評価はやってるわけですけども、そのときに目標であるとか、あるいは悩み事であるとか管理職が職員の話を聞き取って、そして適当なアドバイスをしていくと。管理職は私のほうにも、もちろん上がってくるわけで、間接的にそういった話をして、悩みを改善していくというふうなこともやっております。

一番大事なことは、職員、先ほどおっしゃったように、職員、教員がね、一人一人がやっぱり生き生きとして、何て言うかな、やる気がなければ、なかなか生徒に伝わらないということがあるので、そういった環境を今後も大事にしていきたいというふうに思います。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私、PTAやってて、校長が代わると学校が変わるっていうのを、数々見てきました。特に、教育委員会から校長に指示をして、学校の環境とか、

いろんなことを伝えているとは思いますが、教育長から直接職員さんとお話するっていうことはあるのでしょうか。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） もちろん、いろいろと管理職、校長を通じて話になりますが、いろんな、直接話した方がいい場合は、直接学校へ行って話したり、あるいは教育委員会に来てもらって話をしたり、当然そういうことはあります。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。やはり、教育長が直接学校へ行って教職員さんと話しするっていうのは、僕は今後も続けていっていただきたいなと。もっと数を増やして、よりよい教育長が目指す、よい学校の環境づくりというのを推進していっていただきたいと思っております。

次に、消防長、消防に関して、例規集にかなりの、条例から要綱から規程から、いろいろ書いてあるんですね。その中で、紀美野町消防本部ハラスメント等撲滅推進会議設置要領という、何か物すごい、何かすごいなと思うんですけども、こういうのがあるんですけども、これは実際に実施されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） ただいま中原議員から御質問いただいた点に関しまして、お答えをさせていただきます。

消防本部におきましても、職場環境の整備というと、最重要課題でございまして、できるだけ職員が伸び伸びと住民の方々のために精いっぱい仕事をさせていただける環境づくり、これにまず主眼を置いて日々取り組んでいるところでございます。

先ほど来、副町長、また総務課長がおっしゃられた町の対応、これは消防本部のほうでも、同様の対応をしておりますが、消防独自の対応といたしまして、消防職員会、これは職員5名から成る一応委員会を組織しておりまして、いろんな職員からの意見、こういったものを幅広く求めるとともに、職員間の意思疎通を図るといったあたりであったりとか、消防事務にその職員の意見を反映するといったような形で定期的にそういった委員会を開いております。

それから、ハラスメントということに関しましては、職員に相談員っていうのを消防本部内に設置しまして、誰がっていうことを全員に周知をしております。ですから、いろんな悩み事、当然相談のしやすい人、しにくい人っていうのはあるんですが、一応消

防本部内にそういった職員が誰ですってことを周知いたしまして、いろんな悩み、これを極力早期に対応をするというようなあたりで、一応対応させていただいているところでございます。

それと、職員のいろんな情報を共有するといった面に関しましては、私ども一応交代制勤務者と毎日勤務者と、勤務形態が異なる職員が同じ庁舎内におります関係で、やはり情報共有を図るってことは、いろんな重要なポイントになってきます。そういったことから、毎月、毎日勤務者、それから交代制勤務者、これの幹部を集めまして、いろんな情報共有を図るとともに、職員からの意見の吸い上げ、また逆に幹部としての自覚を高める、また逆に職員の教育指導、そういったことを毎月毎月必ず行っているといったような状況の中で、できる限り職場環境を整えて、職員の仕事がしやすくなるようにというふうに配慮をいたしております。

それともう1点、いろんな職員から研修希望というのが出てきます。向上心の高い職員ほど、そういった希望が出てきますので、主には支障がない範囲でということになってきますが、できる限り職員に対しての研修の機会を与えるということも一応配慮しながら日々取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いろいろ考えておられるようなのですが、具体的に、例えば職員の方が相談に来たっていう、何か具体的な例、もしくは一番多い悩みはこういった共通点があるのかとか、実際に、そういういろんな企画とか立案とかしてるのであれば、そういう実施した結果が出てきてると思うんですけども、何かありますでしょうか。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 今のところ、この本部内で直接的に相談に来られて、大きな組織として対応しなきゃならないといったような問題というのは、今のところ起こってない。以前に、一度だけ、こういった制度をきっちり設ける以前に、町の相談窓口のほうへ職員が相談に行つてというような状況の中で、職員間の意思疎通をやっぱりきっちり図らなければならないといったような事案が一度だけございました。それに関しては、一応、町の幹部の方々にも、いろいろと協力をいただいて、一応処理したという事案が1件だけでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） 日々命をかけて訓練をして、町民のために命をかけて仕事をされているという中で、非常にストレスも多いですし、仕事柄、自衛隊とか警察とかいう仕事によく似てると、命をかけてるわけですから、思うわけで、私の友達に自衛隊もいてるし、警察官もいてます。非常に陰湿ないじめ等、パワハラは普通にあると言うてるんですね。今でもあると言ってる。だから、その辺は消防長として、もうないと思わんと、あると思って、そういう聞き取りとか、コミュニケーションを取るとか、積極的にやってもらわないと、いじめなんていうのはね、いじめてるほうはいじめていると、いじめなんて思ってもないですし、悩んでいる人も、こういう要綱があったとしても、そういうことを言いにくい人たちがそういう悩みを持ったりするんですから、積極的に、ないと思わんと、あると思って接していただきたいなと思います。

私先ほども申したとおり農家です。農家で、よく産業課の方々にはお世話になり、御指導をいただいております。産業課といえば、農業、林業、観光、商業とか、いろんな町の産業を担っていただいているんですけども、非常に常に忙しいという中で、これから、先ほど、前から町長は農業を守っていく、これからちゃんとしていくっておっしゃっていただいているのであれば、農林水産と観光とか商業とかを分けてできない、要は、農林水産を分けた課をつくれなかと。例えば、子育て推進課っていうのをつくったのは、これは紀美野町が子育て県下一やという力の入れた表れだと私は考えております。

そこで、今後、先ほどお話あったように食料難になり、紀美野町も農業を守らなあかん、しかも林業に関しては先進地となりつつある自伐形林業を担っていかなあかんという中で、特に力を入れていかなあかん部分をきちっとして、今はもうきちっとされてますよ、非常に忙しくされてるんですけど、もうちょっと真剣に、真剣というか、もっと積極的にいろんなことを考えていけるような農林水産課としてやっていけないものか。そうじゃないと、職員の負担が大きいうようにとても思うんですけども、その辺どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。いろいろと、本当にありがとうございます。特に産業課のことについて、農林水産、観光もありますし、いろんな分野を皆さんで担当していただいている点で、本当に私もありがたく思っているところであります。

ますます、例えば林業ですけども、自伐型林業をどんどん推進していこうと、観光に

ついても、以前に比べれば、観光協会へ入っている会員もどんどん増えてきて、どんどん増えていっているというのは大変大変ありがたい。多分、その分職員が一生懸命頑張っていたらいいというのとはよく承知しているところであります。

もう一つ、今年の4月には保健福祉課から子育て推進課っていうふうに、割ってしました。現在は、例えば12課と、それで議会事務局、13課ということで、これはある意味少し多いかも分からないというようなところも考えております。というのは、町の人口も8,000人を割って、7,800人ぐらいになってきたときに、やはり職員の人数も、そんなに増やすことはできない。そんな中で、ごめんなさい、先ほど13と言いましたけど、消防署が入ってくるんで1個増えるかと思いますが、そんなに職員の数も増やせない中で、組織をどんどん細分化していったら、やはりそれだけ人数も要るということになりますので、そこはだから今のやり方でどうしてうまく、この事業をどんどん進めていくかっていうことにもよってくるかなと思ってます。

その中で、一つ、例えば産業部門の中で観光協会の事務局やってる職員さんも、これはもともと地域おこし協力隊で担当していただいていた方が、それも集落支援員というような職で今担当していただいている、そういったことをできるだけ活用しながら、組織をうまく機能して、どんどん進んでいくような形にしていきたいなと思っておりますので、地域おこし協力隊であるとか、集落支援員であるとか、そういった方々の力もいただきながら、職員と共に進めていきたいと、このように考えております。

どうか、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 最初に、僕質問のときに話させてもらったように、人口激減、これは日本全国で人口が激減していく中での行政っていうのは、世界でも初めて日本がやっていくと。非常に難しい行政をやっていかなあかんという中で、今までどおりの行政では僕はいけないと思いますし、今までの数字を当てはめるのもあまりよくないとは思ってます。なので、確かに財政状況資料集とか見ると、職員の数はかなり多いという数字にはなってますけども、このかなり広いこの紀美野町で2町が合併して、人は少ないけど、この山奥に誰かが住んでいると、じゃあ、そこの道は維持管理せないけないうねとか、いろんな様々な問題があって、単純に国の計算で職員が多いよとか、そういうことは言っていられない時代が来ていると思います。

そういった中で非常に難しい行政やということを僕は申したんでありまして、できれ

ばそういうことにとらわれず、必要なところには必要な人材をきちっと配置して、それなりの成果を上げれば、誰も町民も文句は言わないと思うんですよね。

しっかり仕事さえすれば、私はそれでいいと思うんで、ぜひ積極的にその辺も踏まえて、やっぱり職員がしんどいと思ったら、やっぱり町民もしんどいんですよ。職員がやりがいがあるように、きちんと余裕のある仕事、職場っていうのをつくっていかないと私はいけないと考えています。

採用の、当然人が減っていても採用はしていかないけないということで、採用のことも総務課長は話をしていただきましたが、紀美野町のホームページを見ても、採用のことがいま一つぴんとこないです。私は移住者で、よく移住希望者とか、移住してきた人たちと話しすることがあるんですけども、その中で有田川町の評価が非常に高いです。有田川町の役場へ行くと、すごく気持ちがいいと。ある人はホテル行ってるみたいやと。すごく対応はいいということで、私は今年の6月に同僚議員3名と一緒に有田川町に視察へ行ってきました。そこで、向こうの総務の方と話をして、有田川町が求める職員像っていうのは、アイデアを形にする職員、自ら考え行動できる職員、チームプレーができる職員と、はっきりと具体的な像を、人間像を語ってくれました。

採用試験なんですけども、SPI3という、これリクルート社が実施している試験らしいんですけども、これを活用して非常によくなったと。有田川町の採用は、人物重視やと。最大3回まで面接をするということをやっているそうです。なので、今までみたいな、今までというか、普通にやってる公務員試験を受けて職員採用を臨むんじゃないしに、有田川町が求める人物像を求めて面接を繰り返して、この人なら採用してもいいという形でやっているそうです。なので、その仕事に対する意気込みとか、もう面接、要は採用試験を受けたいよと資料を届けたその日から面接をするらしいです。何か雑談方式で、何か、もう軽い面接を第1次面接試験という形でするらしいんですけども、そういう工夫を凝らして、より町に熱意を持って、愛を持って職員になりたいという人を集めているようなのですが、紀美野町としてそういう採用の際に、重視していること、またこれから何か工夫を凝らしてやっているということは考えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 中原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

有田川町ということで、私も何回かお話を聞かせてもらいに行ったことはあります。

昔から、なかなか独特な手法で採用募集者を増やしてきたというのは情報でもいただいていたので、習うべきところは多くあるとは思いますが、なかなか町としても同じようなことをしてどうなのかということもありますし、もちろん内容は十分検討した上で、紀美野町としてどうすべきかというのは、もちろん今後考えていくべきものだと思っております。

最近、ちなみに紀美野町の募集でホームページ御覧いただけたと思うんですが、今年度、職員自ら求める職員像というのをつくっていただいております。それを今回募集の中で三つ、公務員として自覚と責任がある職員、それから町の未来を考え、信頼を得て企画・立案・実践できる職員、それから価値観を尊重し合い、みんなで成長できる職員、それを目指す紀美野町ですということで、そういうふうな職員を求めていますということでのお知らせもさせていただいた上で、今回募集を、現在というか、募集を行っている状況でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、前向きに、できる方法を探して、よりいい方法を探してもらいたいです。曲里課長、できない方法は探さないでください。

ホームページを見たんですけども、非常に細かく、いろんなファイルが載ってたり、見づらいです。せっかく高額なお金をかけてホームページの管理をされているわけですから、もうちょっと見やすい、そこも工夫して採用、応募してくる人たちがどういったことを見て応募してくるのかっていうのをちゃんとイメージして、見やすいホームページ、有田川町のホームページでは、職員採用情報トップページっていうのがあって、見ると非常に分かりやすく書いてます。こういった人材が欲しい、町はこういった人材を育成しますよっていう、有田川町人材育成基本方針というの、パーンと分かりやすくクリックできるようになってます。

その人材育成基本方針の中に、優れた人材とチームを持たない組織では、幾ら優れた計画であっても実行力を持つことができませんって書いてる、ほんまそのとおりだと思います。そういうのを最初からうたって募集してるわけですね。

紀美野町の募集とか、そういう人事のところを見ると、紀美野町人材育成基本方針というのがきちんとありました。でも、これは令和2年3月に改正されていて、前町長の方針です。今の小川町長の方針はどうなっているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほども申し上げた職員像を今年度その計画の中へ盛り込みながら、計画を変更していく、更新していくという作業で現在取り組んでいるというところでございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いや、その基本方針で最後、紀美野町長寺本って書いてあるわけですよ。

採用を、この紀美野町に募集かけようかなって見ていったときに、今の町長と違う名前の町長やったら、このホームページちゃんとしてんのかいなって思いませんか。

しっかりその辺はきっちり、じゃあ、つくってなければ、名前だけでも小川町長ってするべきやと私は思いますし、ここは早急に、募集しているのであれば、せっかく町長がいいこの事業とかいろんなことを提案して動いている中で、僕はもったいないと思います。だから、そこはしっかり書いてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 失礼しました。議員おっしゃっていただいてる、そのとおりであります。きちんとした冊子は令和2年ということです。先ほどから申し上げてるのは、去年からやり替えてるところでありまして、やり替えてる中の3点、公務員としての自覚と責任感、そしてまた町の未来を考え、さらに価値観を尊重してみんなで云々っていう3点が大きな柱になって、もう今、完成間近のところでありますので、それができたら、それは新しい紀美野町の職員像という形で、またホームページに載せていきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ホームページの見やすいようにするっていう点に関しては改善する予定はありますでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 有田川町は結構ストーリー性を重視して、流れで見やすくなってるっていうのは、自分も見て、それは実感しているところです。ですので、なかなかどの形がっていうわけではないんですけど、絶えず、ほかのいいところを入れながら、日々、いい方向へできるような形で更新は進めたいと思っております。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それと、日向灘の地震のとき、南海トラフ臨時情報っていうのがあって、1週間ほど職員さんが徹夜で張りついて、ここで待機していただいたというところをお聞きしたのですが、勤務時にそういう情報があれば、そういう体制を整えて何かするっていうのは分かるんですけども、あの南海トラフの臨時情報、何か待機してたとき、あれは何を目的に待機されていたのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 緊急時の対応ということで、どのような形で連絡が入るかも分かりませんし、そのために、いつ入るか分からない情報というか、その連絡のために情報収集をしてたということでございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、地震はもう本当に予想がつかないんで、僕ある意味、無意味じゃないのかなと思うんですね。去年あった線状降水帯であれば、もしかしたら起こるかも分からないよ、台風が近づいてきてるから暴風雨に気をつけてくださいよっていう、いろんな対応はできると思うんですけども、地震はいつどこでどんな状況になるかも分からない中で、役場にいてても、僕はある意味仕方がないんじゃないかなと。逆に、もしあの時点、夜みんなが帰っている中でそういう情報があつたときに、まず自分の家族を守ってもらう。そこが一番自助として一番大事なところ、まず自分の家族を守り、地震に対しての備えをする。もし、地震が起こった場合は、近隣の状況を把握する。その状況を役場へ届けるというのがとても大事だと思うんですね。あれは本当に僕無意味だと思うんですけども、実際何名そういう体制に勤務していただいて、どれだけの非常勤勤務手当というんですかね、そういうのがかかっているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 延べでいきますと96名になります。人件費につきましては85万2,000円を手当として支給しているという状況でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） これだけ何もなかったら85万経費を使ってしまったということになるんで、今後この地震に対するこの対応というのは、もう一度見直しをお願いしてほしいなと。ただ情報を待っているんであれば、最悪1名、2名でも僕は十分じゃないかというふうに思うので、その辺の見直しもかけてもらいたいと思います。

続いて、当然職員さんが紀美野町に、愛を持って、やりがいのある職場にするためにも、職員さんに対するそれなりの対価が僕は必要だと思います。

紀美野町は令和2年から着実に給料も上がっているようで、ラスパイレス指数も上がっていると思うんですけども、でも実は和歌山でワーストスリーですよ、実はワーストスリー。高野町で89.9、岩出町で93.4、紀美野町で93.6、これは令和4年度ですね。令和5年度は申し訳ない、まだ勉強不足で全部の県のあれは見てないんで、紀美野町は95近くあると思うんですけども、それでも低いです。ほかの県は97前後です。それでも低いです。この辺に関して、どのようにお考えになっているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 令和5年の4月のラスパイレス指数でいきますと、94.3%となっております。同規模の類似団体の平均値が96でありますので、それよりは若干下回っているような状況にはあると思います。

ですが、なかなかラスパイレス指数で、どの数値がよくてどの数値が悪いというようなこともなかなか難しい状況ではありますので、適正な評価をして、適正な形で昇給であったり、勤勉手当が支給されるというような状況をつくっていければと考えております。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、何をもって適正か適正でないかという線引きは非常に難しいと思いますし、私は公務員である以上、国家公務員であろうが、地方公務員であろうが、僕は一緒にいいと思うんで、僕は100で全然いいと思うし、100以上でいいと思ってます。

実際に、この問題が取り上げられるようになってから、多分、各和歌山県の町村は頑張って上げていってます。一番多いところで、湯浅町で3.9ポイントも上げてます、1回で。できるんですよ。やろうと思ったらできるんですよ。ラスパイレスが一番多分、あれが上げやすいところだと思います。ただ、この財政難のときに何給料上げてんねんという声が怖いのかも分かりませんが、しっかり仕事をして、先ほどから申しているように、職場環境をよくして、職員が伸び伸びと本当に心の底から紀美野町民のために働くんやっていう気持ちを持って、紀美野町民と接していれば、そんな声は聞こえてこないはずなので、まず職員のやる気、幸せ度を上げて、その職員から幸せの波動

を紀美野町に広げていくということを僕は考えるべきやと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員の御質問にお答えいたします。

ラスパイレス指数を調べていただいて、そういった評価いただいている、大変ありがたいなと思っております。というのは職員が頑張ってるのに、頑張れ頑張れ、しかし一方で、やっぱりその対価っていうのも必要でしょうっていうようなお声をいただいていると思っております。

先ほど総務課長が言うた令和5年度は94.3ということで、令和4年度から0.76ポイント改善してきたということがあります。その前からずっと改善はしつつあります。当町でも、低いときは89とか、88とか、そんな時代もありましたし、徐々にそれは大事なことでありますので、県下の最低でも町村の平均には押し上げようっていうことで、そういったことをずっとやってきてる中で、今の状況でありますので、この94.3で、県下の町村の平均はたしか95.7とか、そのぐらいだったと思いますが、この94.3で、これで満足してるわけではありませんので、それは今後も改善していきたいなと、そういうふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、次の質問に行かせていただきます。

2問目の再質問として、紀美野町自主防災組織設置要綱の第4条について課長のほうから御説明がありましたが、この地域の事情等により、参与、顧問等になることは差し支えないものとするっていう、この参与、顧問というのは、具体的にもう少し分かりやすく説明をいただきたいです。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） あくまで、団における相談の位置であったり、すみません、自主防災組織ですね。防災組織の中での相談に乗っていただいたり、助言をする立場であったり、組織には入らず、外からいろんな助言等を行うということの解釈でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ということは、防災組織の活動はできないということではない

んでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 直接活動自体をもちろん制限するものではございませんが、発災時に消防団としての活動を行う内容と、また自主防災組織で行う内容というのは多少、多少というか、違うものがありますので、それを御理解いただいてそれぞれの活動に従事していただくということをお願いしたいと思っております。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） この問題を言うているのは、人口減少していて、もう例えば、もうはっきり言いますわ、真国地区なんて、15分団なんて、消防団を集めることでさえままならない。ましてや区長とかを選ぶのにも、もう人がいない。そんな中で自主防災組織、各区・字で、あの組織をつくりなさい、しかも消防団以外ってなってくると、どないもできないわけですよ。具体的に聞きます。真国で、その自主防災組織をつくるんであれば、どうしたらいいんですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 最初の答弁でも申し上げましたが、団員の方がもともとその自主防災組織へ参画することを妨げるようなものではありません。先ほど言われたように、地域の事情でいろいろ構成が難しいところもあるかとは思います。先ほど申したように、発災時に消防団員の活動と、その自主防災組織との重複等で困難な状況も予想されますので、あくまでその団員の方におきましては、その自主防災組織の発災時での指示命令を担うような役職には、ちょっと同時にということでは就けないのかなという認識でいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） まだまだ現状を分かっておられないと思うので、消防団の1分団から16分団の各分団の平均年齢を一度聞かせてください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 各分団の平均年齢ということでございます。

1分団47.96歳、2分団45.04歳、3分団53.67歳、4分団58.45歳、5分団44.47歳、6分団55.31歳、7分団50.5歳、8分団52.35歳、10分団49.81歳、11分団52.68歳、12分団51.84歳、13分団57.90歳、14分団56.62歳、15分団54.52歳、16分団59.42歳。以上でございます。

す。

町の平均が５２．７歳という状況でございます。

○議長（美野勝男） ２番、中原和也議員。

○２番（中原和也） この１５分団、１６分団が真国になるんですけども、もう１６分団に関しては、もう６０です。その中で、要は消防団として働ける人が、１５分団は私所属してますけども、もうほとんどがもう６０オーバーになりかけてます。極端に若い子がいてるんで、ガッて下げてるんですけども、もう僕が若手です。５３歳の僕が結構若手です。１５分団に関しては。

その中で、地域で消防団と自主防災を分けるっていうのはもう本当に無理です。一緒に考えていかなあかんという中で、先ほど消防長は責任の度合いが違うと、消防団と自主防災の責任の度合いが違うと。そりゃあそうでしょう、この実施要綱と条例との差が、消防団は条例で、自主防災は要綱、実施要綱で、設置要綱でね、そりゃあ、重さが違うと思います。

じゃあ、そこまで言うのであれば、きっちりと自主防災組織としての位置づけを決めてもらって、もうちょっとやりやすくしてもらいたい。だから僕はこの第４条、もう消防団が入ったらあかんとか、そういう分かりにくい、こんな文言を取っ払って、もっと違う形、もうこの自主防災設置要綱すらなくして、消防団の中に自主防災組織を入れるとか、なぜかっていうと、自主防災の活動の中でけがしたとき、消防団は保険が適用されるんですよ。自主防災組織の隊員っていうのは何もないわけですよ、現状は。その差も僕は問題やと思うんでね、その辺も含めて、これからどんどん減少していく中で、田舎、多分ね、この下佐々とか動木とか小畑とかという人には想像もつかないと思います。人がいないっていう状況。なるんですよ、もう、もう言うてる間に。皆さんがもうすぐ直面しますよ。そういったときに慌ててつくるのではなく、もうそういうの見越して、自主防災組織と消防団の在り方をもう一度みんなはどうしていったらいいものかと、僕も真国で一生懸命考えてますよ。別に、役場へ全部丸投げしてるわけじゃないんです。私も考えてます。でも、こういう要綱があるために、いや、そんなん消防団やから、わし、そんなん自主防災入られへんねんって言われたら、僕らどないもできないわけですよ。これから自主防災組織を立て直そうというのに、この第４条があるがために動けないっていう状況があるわけですよ。これは変えれないっていう、そんな簡単に片づけられないほしいんですけども、今後、自主防災組織と消防団の在り方をもう一度考え

直すつもりはないのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もともと自主防災組織というのは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被害を防止もしくは軽減・予防するため、住民が連帯・共同して、地域の実情に応じ、自主的に設置運営するっていう、そういうふうな目的が組織であります。もちろん自主防災組織につきましては、自分の命は自分で守る、自分たちの命は自分たちで守るっていうことが前提での活動にはなと思います。あくまで、先ほども申し上げましたが、消防団員であつても、自主防災組織への参画することを何も妨げるものではありません。ありませんが、消防団員につきましては消防団の指揮命令の下で行動されるものと認識しておりますので、それがまた自主防災組織と、また消防団の違いでもありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

あと、保険の話ですが、ちょっと調べさせていただきますと、補償額は小さいのですが自主防災組織の活動中の傷害につきましても、保険は適用されるということで、そういうふうな情報もいただいております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 保険のことを調べていただきましてありがとうございます。消防団と同じぐらい、最低同等の保険適用になることをまた願いたいと思うんですけども、先ほども消防長から、消防団の責任の度合いが違うとおっしゃっていたからには、消防として、消防団に対しての指導をされてるんでしょけれど、私5年間、15分団に所属してますけども、放水訓練に消防士の方が、消防隊の方が一度も来てくれたことはないんですけども、どのように各分団の指導されているのか、またその災害時の消防団としての役割っていうのは、どのように指導されているのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 一応、消防団員の方々に対する訓練指導、先ほども桐山議員の御質問の中でも一応お話しさせてもらいましたが、これ東日本の大震災、これが発生した後いろんな装備を強化しなさいという法律ができて、それに基づいてもう即座に紀美野町は装備の充実を図るために取り組んでおります。新しい装備の充実を図るとともに、それを使う訓練をせないかんという格好で、平成27年度から毎年全分団

員の中で、何人かずつお集まりいただいて、農村センターのほうで訓練をしています。

27年度に関しましては15分団の方も4名出席していただけてます。28年度は15分団、これも同じく4名、29年度、同じく4名の方、30年度も4名の方、令和元年度も同じく4名と。2年から2、3、4と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという格好で団長の方針で訓練中断という方針が出ましたので、訓練していませんが、昨年度も15分団から3名の方に訓練参加していただけております。

我々としては、そこまで申していませんが、この訓練に参加していただいた分団の方々が各分団の中で、おのおの自分らの団員の方々に一応こういった研修の成果であったりとか、内容をお伝えしていただけるであろうというふうに考えておったんですが、どうもそこら辺のあたりがうまく機能してないようでございますので、再度分団長に、そういったあたりのことも周知徹底をさせていただきたいなというふうに思います。

それと、団員というのは我々よりも、さらに地域に密着した方々でありまして、特に大きな災害が起こった際には、町または常備消防、この公的機関が力及ばずというような状況も多分多々あるかと思います。そういった際に、地域密着型の消防団の方々の活躍っていうのは相当期待もできますし、またそういった際にこそ活躍をお願いしたいというふうに考えておりますので、先ほど来、自主防災組織、消防団というお話が出ておりますけれども、いずれにしても、町が設置した公的な消防機関の一員としての自覚を持って地域で即時対応、これをしていただけるのが消防団の役割だというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 東日本大震災からいろんな装備を着実に増やしていったって言うんですけども、私は見たこともないし、聞いたこともないし、そういう指導も受けたこともないです。毎回その4名がうちから行ってって、第15分団から行ってって言うんですけども、行ってそれを伝えたかどうか分かりません。それ、どうなんですか。紀美野町の消防のトップの方がそんなこと言うていいわけですか。確認してないってどういうことなんですか。なぜしないんですか。自分が言うたことをちゃんと部下に伝えたかどうかって、何で聞かないんですか。なめてるんですか、消防を。防災をなめてるんでしょう。どうやって今後確認するんか聞かせてください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 確認してる、してないっていう点に関しましては、確かに私も軽々しい発言であったかもしれませんが、あくまでも私は常備消防を預かる責任者でございまして、消防団に関しては事務局が預かっているという立ち位置での一応の発言でございますので、お許しを願いたいと、このように思います。あくまでも、消防団に関しましてはトップは消防団長、またそれで副団長がいらっしゃるという組織でございますので、その点だけ御理解を賜りたいと思います。

そういった中で、事務局として提案をして、団長、副団長に了解を得た後に、毎年いろんな訓練を全分団の中から何名かずつ集めて、訓練をさせていただいておると。それは当然全員参加できませんので、その訓練参加していただいた方々は、おのおのの分野の中でそういった研修の効果っていうのを周知してくれているであろうというふうに私認識しておりましたが、なかなかそうではないようですので、再度御確認をさせていただくと、こういうお話でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、いろんな新しい機材ということでございますが、油圧カッター、それからエアージャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、可搬ウインチ、AED、こういったものを新たに配備しておりまして、15分団のほうへは油圧カッターが平成27年度、油圧カッター、エアージャッキ、エンジンカッター、チェーンソーこれが平成27年度に配備をさせていただいております。一度御確認をお願いしたいと思います。

それから可搬ウインチ、AED、これも同じく27年度に15分団のほうへは配付をさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

新たな装備として配備させてもらった資機材というのは、そういった類いのものになります。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 何回も、何とかカッターとか、いろいろ聞いてるんですけども、そういうことを言うてるんじゃないに、現状を把握してるんですかと。さっきから自主防災の流れからして、消防団すらつくるのも大変な状況なんですよって言ってるんですよ。

だから消防団、うちの消防団でも仕方なしにやってくれてるっていう状況です。そういう状況すら分かってないんでしょう。だって、僕ら消防訓練してるときに1回も来たことない。私はこの紀美野町に移住する前に、和歌山市で消防団に入っていました。7年

間入ってました。放水訓練をするとき、必ず消防士の人が来てくれました。消防隊員が来て、一緒に教えてくれました。指導をちゃんとしてくれました。放水訓練だけでしたけどね。でも、こういう紀美野町であれば、いろんな災害が想定できる中で、いろんなことを今おっしゃってましたやん、いろんなことやってるって。そういうことを各隅々まできちんと届けるのが消防署としての役目じゃないんですか。重いんでしょう、責任が。格が違うんでしょう。責任持ってやってくださいよ、その辺。

じゃあ、自主防災組織がなくてなかったら、消防長が怒るぐらい、もうちょっとしっかり確認をちゃんとやってくれよと言うぐらいに心意気がないと、まとまらないん違いますん。消防署がそういう態度やから温度差があるんでしょう。消防団に対応が違うからそういうのが出てくるんでしょう。違いますか。

じゃあ、お答えください。どう違うかお答えください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 自主防災組織の育成指導に関しての責務は防災担当、総務課にございます。私どもはあくまでも、指導、またアドバイスする立場でありますので、その点だけ御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） じゃあ、いつ指導してくれるんですか。いつ自主防災組織を指導してくれるんですか。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 防災担当もしくは自主防災組織のほうからいろいろと御依頼をいただいて、現にもそういった防災組織の指導はさせていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは発災時、消防長として消防団長にどのような指示を出すかお考えになってるんですか。それを消防団にどういう指示が飛ぶよっていうのをあらかじめ想定して訓練されているんでしょうか。指揮命令系統を教えてください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 当然、指揮命令系統っていうのは、常備消防は私から一応指揮命令、また基本的には、団長から指揮命令というのが基本でございますが、発災時、有事の際には、私もしくは消防署長の指揮下に消防団長も入るというふうになっており

ますので、その状況に応じて、団長を通じて消防団員、副団長、分団長の方々に、一応指示を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） じゃあ、先ほど総務課長が言うていただいた、消防団であっても自主防災組織に入るという点で、真国はとても人が足りないんで入れようと思ってます。入れた場合、じゃあ、発災しました。じゃあ、消防長は真国の消防団長にどのような指示を出すんですか。

団員が自主防災の組織に入ってます。自主防災の組織で活動するものか。消防の活動を優先するのか、どうしたらいいか、どう指示を出すかお聞かせください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 当然、消防団員としての活動を一応優先していただくべく、指示を出させていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） そしたら、自主防災組織がつくった防災実施要領というのは家本消防長は把握はするつもりはあるんですか。もしつくった場合ね、これからいろいろ指示出すに当たって、15分団はこういう自主防災と消防団の組合せになっているという、そういう組織図がないと指示命令できないですよ。これからその辺どう考えていくか、だからさっきから言うてるわけです。自主防災と消防団ちゃんと考えてくれと。

何でそこをスパンと切るんですか。もう一緒に考えよう言うてるんですよ。人が減るから。

どのようにお考えなんですか、その辺。消防長としてお答えください。消防長として、自主防災と分団で、どういうふうに考えたらいいか教えてください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 私、先ほども申しましたが、自主防災組織っていうのは自助の範疇、これの意識をさらに高めて、1人より2人、2人より3人、ある程度組織立った形で対応できるようになればいいんじゃないでしょうかというあたりが恐らくこの自主防災組織の考え方の基本じゃないかなというふうに思います。

そやから、まずは個の単位、自分でできること、分かりやすく言えば、日頃の火災予

防であったりとか、地震時の転倒防止策であったりとか、地震が起こった場合の避難先であったりとかっていう、まず自分でできることを意識する。そういった意識を高めた人が2人、3人と寄って、もしこの組織立った形でつくれるのであれば、自主防災組織として、一応団体で活動できるような組織をつくってはどうかというのが、これが自主防災組織の私は基本的な考えだと思います。だから、こうでなければならないというんじゃない、先ほど総務課長もおっしゃられましたけども、地域の実情に応じた、その身の丈に合った組織をつくれればいいわけであって、こういう組織をつくらんなんから、消防団員が入らんとできやんとかっていうのは、ちょっと私は違うような気がします。私のほうの考え方はそのように思ってます。そこら辺のあたり、総務の一度防災担当の方々とも、せんだってもしろいろと話したんですが、もう一度きっちりと意思の疎通を図って、私なりの自主防災組織の在り方、また育成指導のやり方っていうあたり、もう一度また防災担当の方々と協議をしたいなというふうに思います。私の考えは、今言ったような考えです。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今、消防長の話からすると、身の丈に合うた組織をつくれっていうのであれば、身の丈に応じた組織がつくれなければ、つくらなくていいっていう解釈に聞こえるんですけども、その辺は僕の聞き間違いなんでしょうか。お答えください。

○議長（美野勝男） 家本消防長。

○消防長（家本 宏） 身の丈に合ったっていう言葉がちょっと不適切か分からないんですが、その地域の実情の中で、できる組織づくり、まずは基本は個の単位、1人やと思います。自分ができることをする。ここが基本やと思いますんで、それが2人、3人、4人、5人と集まって、それがいろいろと役割分担する中で、いろんな合理的な活動ができる組織、この組織づくりができるのであれば、そういった組織づくりをするというのが、私はこの自主防災組織の基本じゃないのかなというふうに考えてます。

以上です。なければ、いいということを一切言うてるんじゃないございません。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私も防災士の資格を取りまして、非常に今言うてることはよく分かるんですけども、できないからどうしようって言うてるわけですよ。自主防

災組織つくりたいけど、できない。消防団との関わりがあるから、なかなかこういう組織ができないからどうしようって言うてんのに、身の丈に、まあ、それは違うんかも分からへんけど、できないならできないなりに考えろって、あまりにも投げやりじゃないですか。一緒に考えてくれって言ってるんですよ。一緒に考えてって。消防団は自主防災組織に入れへんから、この要綱を変えてくださいと。でも、そんな考えございません。じゃあ、消防長としてどう考えてるかって聞いてるんですよ。そしたら、身の丈に合うた組織をつくれへんのやったら、しゃあないなみたいな答えやったら納得できませんわ。いつ総務課と消防長はそういう話をしてくれるんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員おっしゃるのは、本当によく分かるっていうのは、自主防っていうのは平成18年、19年ぐらい、国のほうからそれぞれで自主的な、つくってくださいねっていうのは国から、消防庁から下りてきた話であって、当時、小学校単位ぐらいっていうような、そんな決め方が国からあって、当時、紀美野町で17組織ができて、今はもう少し増えているんですよ。今おっしゃられてるように、真国というのは、一つの組織で最初にできました。しかしその後には、分団とすれば、15分団、16分団、二つの分団があるんですが、自主防としては、一つの自主防であります。

その後、おっしゃるように、やっぱ皆さん高齢化してきて、これはなかなか真国だけじゃなくて、ほかでも、やっぱりこれは難しいっていうのはもう本当によく分かってます、私もね、ずっと経験上。

ただ、消防団がって言うたときに、何か発災したときに、団員はやはり分団長、分団であれば分団長の指示の下に動いてもらわんとあかんっていう、これはもう昔からのことであります。

分団長は、団長の指揮の下で動くということになりますので、分団員が自主防を兼ねてたときに、じゃあ、体は1つですから、自主防をほって、団員としての活動を優先、これは優先してもらわんとあかんと思います。そうしたときに自主防のところに大きな穴を開けるということになっちゃいます。これはよろしくないというのが一つあるんですが、しかしながら、今の状況では、真国だけは難しいということになれば、それは隣と一つになってねっていうような形も考えながら、この組織を残していく、機能していこうとすれば、隣と一緒になるということも一つかも分かりませんし、いろんなことを考えていかなければならない時期にもう来てると思ってます。ですから、それは自

主防災組織、連合会もありますので、そこでもやっぱり議論していただいてね、これからの自主防の在り方については、十分皆さんで検討していくべきや、そういう時期が来てると思っておりますので、それはしっかり重く受け止めて進めていきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で中原和也議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時37分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時54分）

○議長（美野勝男） 続いて、8番、北道勝彦議員。

（8番 北道勝彦 登壇）

○8番（北道勝彦） 皆様にお配りした文章を読ませていただきます。

国の責任と田舎対策について。

旧野上町と旧美里町は多くの村の合併によりできました。村には多くの小学校、分校、中学校がありましたが、紀美野町は中学校は1校になります。小学校は3校になってしまいました。

生石山の麓の小川村は小学校、分校、中学校、全員合わせ約500人以上の生徒がいましたが、紀美野町になった現在、中学校は廃校、小学校は1年生から6年生までの全校生徒18人になってしまいました。寂しいです。

このような過疎になったのは、国の政策で森林組合が、雑林を伐採して、杉やヒノキを植林させたことに始まります。草刈り、枝打ち、間引きを行い、やっとな材木としてお金になる頃、企業や商社が外国に進出するための自由貿易政策により、田舎住民が生活していた材木や畜産、米などの値が下がり、若い人が生活することができず、またアメリカの米を売るための減反政策や、小泉総理の郵政民営化により、過疎化が急速しました。国は、田舎をこのようにしても何の補償もなく、組織のない弱い田舎は泣き寝入りで、まるで江戸時代です。森林組合が杉やヒノキを植林させた結果、鳥や獣の食べ物が

なく、緑の砂漠となり、鳥や獣が田畑を荒らし、熊までも出没するありさまです。

また、木の手入れをしないため、木が弱り、多くの花粉をつけ（自然の法則）、多くの人が花粉症で苦しんでいます。

また、杉やヒノキは上根のため、大きくなると自重で十津川村や天川村のように山が崩壊します。生石山も崩れたところは、杉・ヒノキ林です。また、カメムシの害虫の発生源になっています。

また、多くの人を東京や大阪など市内に集めると、自然の摂理によりコロナのような伝染病が発生します。よいことは一つもありません。急速に杉やヒノキを雑木林に変える山の再生事業をしなければなりません。

このような過疎が進めば、１５年間で約４０％の市町村がなくなってしまうとのこと。

早急に田舎対策により、多くの若者が生活できるよう、国の責任においていただかねばなりません。国は現在、返済しなくてよい借金が１，０００兆円からあると聞きます。田舎対策に１００兆円増額してでも、責任を取っていただかねば田舎はなくなってしまう。田舎のない日本はありません。早急をお願いしたい。

質問。地方活性化と国の責任について。

１５年間で約４０％の市町村がなくなるとのことです。町民や紀美野町のため、町長には町の仕事を課長に任せてでも、国や県に責任を取っていただくよう行っていたかねばなりません。

長い間、現在も自民党森林組合の長をされている美野勝男議長にも行っていたかねばと思います。

田舎対策により、紀美野町に若い人が増えますよう、国や県に行っていただけなのかお聞きします。

（８番 北道勝彦 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、北道議員御質問の地方活性化と国の責任についてお答えさせていただきます。

現在、国では東京圏への過度の人口の集中を是正する各種事業を展開し、国土交通省

の発表、首都圏白書2024によりますと、地方移住に関心があると答えた20代の割合が44.8%であるとともに、30から40代の子育て世代の地方移住が増えているなど、徐々にではありますが、田園回帰が加速していると捉えているところでございます。

町では、積極的に移住・定住施策を進めており、令和5年度の移住者数の実績は10世帯23人、そのうち40歳未満の世帯が7世帯と、若い世代の移住が進んでいると考えています。

議員御指摘のとおり、若い人が増える取組が当町の存続に関わる重要な課題であることは、町としましても十分に認識しており、第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2040年に6,000人を維持することを目標として人口の減少を遅らせることが必須の課題であると認識し、人口維持のための様々な取組を実施しているところです。

各分野において、若者が就業または起業できるよう、まず、町の基幹産業である農業分野においては、経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を支援する紀美野町新規就農者育成総合対策、農業担い手育成事業、また林業分野においては、森林資源の活用と環境保全を目的に、自伐型林業を推進し、地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成とともに、林業への就業を支援するための制度構築に取り組んでいます。

この地域おこし協力隊については、都市部から地方に移住して地域を活性化する制度でございます。

当町では、この制度を積極的に活用しており、現在まで23名の若者が活動し、そのうち19名が紀美野町に定住しているところです。

商工業分野においても、町と商工会とが連携して、紀美野町創業支援補助金等により創業にかかる経費の一部について支援することにより、町内で起業しやすい体制を整備しております。

なお、町では県下一の子育て支援を目指した子育て応援宣言を経た支援や、地域でなりわいを創業しようという若い世代を応援する人材育成の仕組みとして、関係人口や還流人口の創出につなげるためのきみの地域づくり学校なども実施しています。

さらに、住宅の購入、増改築や土地の購入費用の一部を補助する定住促進補助金は、令和5年度より子育て・新婚世帯への補助金の加算、また町内にある空き家を10年間借り受け、改修して移住希望者に貸し出す移住定住推進空き家改修事業、移住推進空き

家リノベーション補助金、移住希望者相談等支援補助金、空き家活用促進奨励補助金等にも取り組んでございます。これらは、移住・定住希望者の移住に直結する事業でございますので、今後も社会動向や移住者のニーズ、また財政状況等を鑑みながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

町としましては、社会情勢を鑑みて、県や国に対し、地方活性化の取組の要望等は随時行っておりますが、町の施策においても、必要に応じ、制度の拡充、見直しの検討をしてみたいと考えておりますので御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより議席で起立して、質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） いっつも質問の答弁になっていませんね。ほいて遅らせるって、遅らせてたってあかんねん、増やさな。いっつも答弁になってないで、質問した。

国へ行ってくれますかっていうことやで、質問は。行けへんのやったら、行けへんと言ってもうたらしい。

何もそんなね、今の行政聞いているのと違うで。おかしいやない、いつもこんなや。ごまかしてもて。

質問はね、15年間で約40%の市町村がなくなるとのことです。町民や紀美野町のため、町長には町の仕事を課長に任せてでも、国や県に責任を取っていただくよう行っていたかねばなりません。

長い間、現在も自民党、森林組合の長をされている美野勝男議長にも行っていたかねばと思います。田舎対策により、紀美野町に若い人が増えますよう、国や県に行っていただけるのかお聞きします。これやで、質問。これ質問やで。今の行政やってるん違うぞ。あかんさけ言うてんのや。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 北道議員の御質問にお答えをいたします。

議員が大変危惧していただいているというのは、本当に私も同じ考えであります。議員の若い頃、また私の若い頃と今と比べても大きく様変わりしてて人口が減ってる。こどもが少ないっていうのは、この現状というのは、本当にそのとおりであります。

議員が最後におっしゃってくれたように、田舎対策により紀美野町に若い人が増えますよう国や県に行っていただけるものかお聞きしますということで、私たちは国・県に対して強く働きかけています。

それは何かと言えば、若い人増やしてくれよって持っていても、これはなかなかそうではないので、いろんな事業をしながら、少しでも人が、若い人が増えるような施策を取っていききたいと、その施策をやりたいということで、国・県に働きかけていききたいと。

先ほどまちづくり課長が答弁した中にも、農業の後継者を増やす施策、また山を守っていくために自伐型林業を進めていくために、林業従事者を紀美野町へ呼び込む、また定住・移住で若い人を呼び込むと、いろんなそういった施策、事業でもって少しでも若い人を増やしたいので、そういったことを国・県に対して強く働きかけていききたいと。このように思っておりますので、議員が心配していただいていることは、積極的に進めたいと、こういうことでやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） この書いてるやつ持ってね、国行ってもうて、責任取ってもうてくれ。こんなばかなことをされて、黙ってられるかい、紀美野町は。田舎。

まるで江戸時代やないか。何も責任取らんと、皆犠牲にされてもうて、だから国に、陳情じゃなしに、責任取ってくれって行ってもらわな。そのための町長やないか。

ほんなね、遅らす、遅らすてなんよ、人口増やさなんだらあかん。だから、行ってくれっちゅうてんねん。これ持って行って、国に持って行って。見てもうたら分から。あほでも分から。

自民党と喧嘩よ、国と。何とか責任取ってもらわな、こんなことでやっていったらお前、どうなってんのよ。町長なんやったらお前、責任取ってもうてこい。そのための質問やないか。今こんなことやってます。そんなん関係ないわ。

そうやろう。だから行ってくれるのか、行ってくれないのか。行きませんやったら、行きません。行くんやったら行くって言うてくれたらええやん。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からいただいたこの資料というのは、大変貴重なもので

あるというふうに認識しておりますので、これは私のほうで止めとくんじゃなくて、これもうちとして届けていきたいと。その上で、いろんな施策を働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） ほいで国行く手だてはあんのかい、国会議員に。

あのね、やっぱり国へ行くんやったら、国会議員よ。これ自民党やっしょ、要するに、こうしたんが。国っちゅうけど自民党や、政策で。だから責任取ってくれと言うて、僕の考えじゃね、要望することいろいろあると思うが、第一に杉・ヒノキが雑林の中にポツン、ポツンと立ってるような状態に山をして、今の森林組合の何がね、財閥の山を、何町という山を、ヒノキを間引いて、枝打って、してるだけでしょう。高いところへ土盛り。どうせ貧乏人が、やっぱり紀美野町のために、人口増やしてもらわな、もうあかんねで。だから、質問してんのやないか。

町長は、ほいて陳情に行くんやったら行くと。陳情と違う、責任取ってもらいに行くんやったら行くと。行かんのやったら行かんちゅう返事が欲しいんや、わえ、答弁。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 行かんとは言ってません。

これを持って届けますと。これを持って届けますということです。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） これ持って行ったらね、責任取らなしゃあないよ。ほんまによ。

これインターネットでつながってみ、日本中へ、えらいこと起こるぞ。

あんたね、もっと熱意持ってやってくれやなよ。熱意持ってやってくれなよ。そのなの、遅らすとかよ、そんなことで行政してもうたら、これないようになってまうで、15 年たったら。

だから、陳情と違うて、責任取ってもらいに行くんか、国へ。行かんのか。そこをはっきり答弁してほしい。行かんのやったら行かんと。行く、そんなあやふやな、責任取ってもらいに行ってくるという、はっきりした答弁いただきたい。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 申しておりますが、議員からいただいたこの資料、書類を届けます。ですから、それを持って。

だから、言うてるのは、例えば、人口を、若者を増やしてくださいって、じゃあ、誰に言うんですか。だから、どうして増やしていくかっていうことを、我々は進めていく必要があるということです。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） いろんなことがあると思いますけどね、第一に杉・ヒノキが雑林の中に立っている、ぽつんぽつんと立ってるような山にするために、国の予算を使って 100 軒ぐらい家を建てていただいて、若い子が住める、それで山の再生に取り組むようにしてもらわな、そんなもん、いつまでほっといたって、町長言うようなこと、6,000 人で守ります、そんなこと言うてる時期と違うんよ。

だから、いろんなことあるけどね、先 100 軒ほどを国で建ててもうて、そして若い人が住めるようにして、山の再生に取り組んでもらうようにしてもらいたい。まだ、ほかにもいろいろあるやろうと思うけど、先、これ早急にやってもらいたい。国に要望してくださいよ、これ。

海南へは造れやんねん、市へは造れへんと思う。だから、海南の山もこれへ入ってますよ、海南の山も、紀美野町だけ違うて。100 軒ぐらい建ててもうてせなんだら、とても間に合いませんよ。それ、要望しに行ってくださいか。してもうてこなあかんで。してもうてってこと言いましたよ、そげなもんじゃあ、話にならん。はっきりよ。まだまだ要望あるけども、100 軒、国で建ててもうて、国の金で。それで、国へ提言してもうて、やってもらわな、人口増えることないやないか。どないして増やす。

だからそれを、行ってくれますかちゅうことよ、国へ。要望違うで、責任取ってもらいに。行くか、行かんか、その返事をいただきたい。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 繰り返しになりますけれども、今議員が 100 軒の家って、突然おっしゃいましたけども、それは今初めて聞いたお話です。しかし、書類をいただいて、これについて、これは国会議員にも、県選出の国会議員に届けます。

だから、届けてくださいっておっしゃってるのは、それをね、働きかけます、お願いしますということ。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） お願いやとか、陳情と違うで。これは責任取ってくれと言う

て行かなあかんねん。

そんなもん、陳情やお願いらで、ぶつ済む話違うやないか。おかしなこと言うな。それで、ちゃんと国で対応してもらおうように、ちゃんとしてもうてきてくれ。これ、責任やで、国の。陳情と違うぞ。それで行ってくれますのか、行ってくれやんのか、そこを言うてんのやないか。はっきり、行けませんのやったら行けませんと。行くんやったら、行って、金もうてきますと、はっきり返事してもらわな。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 4 時 2 0 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 2 3 分）

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 今ちょっと休憩中に言うたけど、生石山へロープウエーつけてもうたら、星野リゾートへ開発してもらえるように、今大体段取りできてんのよ。ほいで人口増やそうと思ってるねよ。個人でもこんなに思うてやってるのによ、町長はやっぱり人口増やすように、なぜしてくれやんの。6,000 人で止めるようにする。そんな話は、陳情ら関係ない。国へ、ほいでね、責任取ってくれと。さっき、山の再生事業で100軒建ててくれと、家。しれてんねや、国にしてみたら。

それで、海南も国でしてくれるさけ、海南の山も。ということで、先それしてもうてきてくれ、国へ。そのための質問やで、僕は。

そんな、陳情に行く、そんな甘いことでどんなえするんよ。わえがやったったら、絶対とことんまで行くで。できるとこまで行く。できやなんだらね、熱意足らなんだんや。何でもできるよ。

○議長（美野勝男） この件については、まちづくり課長から人口の増やす対策の取組の施策を発表されたことであり、また町長からも答弁がありました。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○8 番（北道勝彦） 答弁ないわっしょ、いっこも。かっちゃんいつもそれで逃れてまうんよ。いっこも。もう答弁は終わりましたって。終わってないさけ言うてんのや。

わえが質問した答弁と違うやないか。そんな、6,000人で遅らせて、6,000人で抑えます、そんなこと聞いてんの違うぞ。僕は聞いてるんが、何遍も言うけど。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 4時26分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時28分）

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） いただいた中で、国に責任取れっていう抽象的なことは、申すことはできませんが、具体的に紀美野町に若い人が増えるような、いろんな施策を考えて、その施策を進めていくために国や県に働きかけていきたいと。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 4時29分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時40分）

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 100軒、山の再生で国で建ててもうて、ほいで人口を増やしていこら。ほいで、そのために責任取ってもらいに国へ行ってくれますか、どうなっていう質問やし。行けやのやったら行けやん、行てくんのやったら行てくる。それだけで、イエスかノーで返事してくれたら、それでええんよ。ほかの答弁、何ら要らん。町長として、町のため、住民のために、わしは絶対100軒造ってもうてきますという返事か、もうそんなことは国へよう言いませんっていう返事か、どっちかにしてもうて。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

国に責任取れ、そして１００軒の家を建てよっていうことは、そういうことで国へは行くことはできません。

後段にある田舎対策により、紀美野町に若い人が増えますようにっていうことで、これについては、いろんな施策を進めていきたいですから、こういうことでは国や県に対して要望に働きかけていきます。

以上です。

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 僕はそんなこと言ってもうたってね。何ぼ県ら行ったら、陳情に行ったら、１００遍行っても２００遍行ってもあかん。だから、あの歩道橋のことでも、鶴保先生にお願いして、鶴保から言うてもうて、こうして始まってんねんで。３遍行ってんねんで、県へ。そのことや。

あのね、あんたら陳情に行ったように思うけど、陳情ら関係ないで。国へ行かな。ほいでね、国へ行こと思ったら、国会議員と人間関係つくっておけやな、行って物事聞いてくれやんで。紀美野町で座っててね、誰が聞いてくれらよ、国へ行って。こんないうて、偉そうなけど、鶴保先生にもあることで、この間、してくれない状態にしてきた。それでも７遍行ってて、本人に１回会って。そんな甘い勘定で行政してもうたら困る。紀美野町はどうせ１５年たったら、ないようになら。そんな根性で行政してもうたら困る。わえら言いだしたら、絶対、絶対するっていう覚悟で行くんよ。地上げもそう。地上げもね、言うちゃうけど、１人で行ってできやなんたら、次誰行ってもあかんねん。池に石を放り込むようなもんで、大きな池へ。波たってるうちは２年、３年たってるうちは、誰が行ったってあかん。だから、初め行った人が１００遍来てでも地上げするんやっちゅう根性で行くんよ。県外も行きますよ。県外も行って、県がいつもようせんさけ、県のことまでわえしてんのや。

もっとね、熱意持って、絶対これはせんなんっていう熱意持って行政に携わってもらわな困る。

それで、要するに、そのことについてイエスかノーかって言ってくれたら、それでええよ。

○議長（美野勝男） 今の質問については、先ほど来答弁が済んでおります。済んでおります。ありました。

以上で北道勝彦議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１９日午前９時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。

（午後 ４時４６分）